

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月18日

平成21年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 1 年 1 2 月 1 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成21年12月18日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成21年12月18日 午後4時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 英 雄	6 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監 兼 総 務 ・ 企 画 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

平成21年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成21年12月18日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6	議案第46号	平成21年度座間味村一般会計補正予算について
7	議案第47号	平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算について
8	議案第48号	平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について
9	議案第49号	平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について
10	議案第50号	平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算について
11	議案第51号	座間味村税条例の一部を改正する条例について
12	発議第1号	米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する要望決議について
13	発議第2号	米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議について
14	発議第3号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成21年度第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましてはお手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成21年9月17日～平成21年12月18日まで

- 9月17日 第3回定例議会開会（2日間）
- 10月 1日 辞令交付式（議長）
- 10月10日 座間味校・阿嘉校運動会
- 10月20日 第2回臨時議会
- 10月23日 南部広域市町村圏事務組合議会定例会（自治会館）
- 10月26日 第3回臨時議会
- 10月27日 沖縄県市町村議員・職員合同研修会（沖縄市）
- 10月31日 第32回村民大運動会
- 11月 8日 辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会（3名参加）
- 11月 9日 南部地区市町村議会議長定例会
- 11月10日 第28回離島振興市町村議会議長全国大会（東京）
- 11月11日 第53回町村議会議長全国大会（東京NHKホール）
- 11月25日 第4回臨時議会
- 11月27日 離島フェア2009（コンベンションセンター）
- 12月16日 全員協議会（議案等説明）
- 12月18日 第4回定例議会

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

行 政 報 告

平成21年12月18日

- 平成21年 9月23日 慶留間区敬老会
- 25日 阿嘉区敬老会
- 28日 飲酒運転根絶連絡協議会（県警本部）
- 10月 2日 ユビキタス検討委員会
- 3日 慶留間区海御願
- 5日 沖縄防衛局と南部市町村との意見交換会

10月 6日 町村会（山梨県）、南部離島町村議長（長野県）視察研修 ～9日
 10日 座間味校、阿嘉校運動会
 11日 阿嘉区海御願
 13日 南部広域市町村圏事務組合理事会
 南部市町村会定期総会
 視覚障害者マラソン沖縄大会実行委員会
 南部トリムマラソン実行委員会
 那覇市長面談
 14日 総合事務局運輸部船舶安全マネジメント会議
 15日 沖縄県福祉保健部薬務衛生課長他来訪
 16日 OTV取材
 阿嘉島臨海研究所大森所長来訪
 座間味島三区海御願
 20日 臨時議会
 28日 自衛隊沖縄地方協力本部長訪問
 離島海運振興 社長面談
 過疎地域振興協議会総会
 離島振興協議会総会
 29日 スタークルーズ社来訪
 楽園プロジェクト報告会
 30日 国土交通省水資源研究室、沖縄総合事務局来訪
 31日 村民大運動会
 11月 1日 座間味島祭り
 2日 座間味漁協組合長、理事来訪
 3日 座間味島嶽のぼり
 10日 南部広域行政組合市町村長協議会
 12日 県町村会定期総会
 13日 南部市町村会定例総会
 南部振興会評議員会
 14日 座間味校学習発表会
 16日 沖縄県土木建築部空港課長来訪
 17日 地方六団体地方自治・分権改革推進全国大会（東京）
 18日 全国町村長大会
 19日 内閣府沖縄部局等訪問
 20日 アイランダー2009視察
 24日 阿嘉区老人クラブ忘年会
 (株)21・ざまみ臨時株主総会
 25日 臨時議会
 26日 水産庁来訪
 那覇警察署生活安全監来訪

11月26日	那覇市消防本部訪問
27日	離島フェア開会式典
28日	座間味島ファン感謝月間出席
29日	埼玉県坂戸高校入村式
12月 3日	村職員互助会親睦交流反省会
5日	那覇マラソン開会式
6日	那覇マラソン
9日	ホエールウォッチングフェスタ2010協賛依頼 ～10日
10日	南部普及センター訪問 離島海運振興株主総会
11日	沖縄県福祉保健部薬務衛生課訪問 総合事務局運輸部長訪問

おはようございます。今年最後の議会となりました。行政報告の前に一言だけお礼を述べさせていただきたいと思います。今年の6月1日より私、村長を就任をさせていただきましたが、この間、半年やがて7カ月が過ぎようとしております。順風満帆な行政運営だったとは必ずしも言えないところはございますが、住民の皆様の御協力、あるいは議会の皆様の御協力のもとでそれなりの行政運営をさせていただいたのかなというふうに考えております。この場をお借りしまして議員の皆様には厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。また、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは行政報告をいたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。平成21年第3回座間味村議会定例会（9月18日）以降の主な事項についてでございますが、9月23日慶留間区敬老会、25日阿嘉区敬老会を初めとして各種行事あるいは出張等に参加をさせていただきました。大きなイベントで言わせていただきますと10月31日の村民大運動会を初め、各種行事に参加をしております。詳細につきましては、資料のとおりでございますので、御確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城英雄議員及び6番 宮里祐司議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は本日一日限りと決定しました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

おはようございます。一般質問を行います。質問事項、農業振興策について。要旨、生産基盤の弱い我が村の農業は人口減によって農業従事者の高齢化、これに加え若年層の農業離れなど、農業を取り巻く状況は厳しく、また農業の独立した形での振興することはかなり難しい状況にあります。そのような農業環境の厳

しい状況の中、あらゆる角度から農業振興に関する取り組み策を展開していく必要があります。

村長は所信表明の中で農林水産業の活性化のために、まず地産地消制度の確立を目指すとして表明されましたが、村長の具体策について賜ります。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

おはようございます。農業振興についてお答えします。本村の農業は今、季節的に根菜類等を中心に行われています。本村の農業は高齢化が進んでいました。最近では青年層も農業従事者が若干ではありますが増えております。本村は過去においては特産品の生産、開発をしてまいりましたが、地産地消制度の確立には至っておりません。制度の確立については指導員による講習等を開催し、技術の向上を図るとともに産業まつりを活用した農林水産業の活性化を図ってまいります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

余りよくわからないですね。村長、補足してください。もう少し地産地消の確立ということで、どのような仕組みでそれを立ち上げるかということで、を村長のほうでよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず農林水産業、農業にしても水産業にしてもいまいち地産地消制度といいますか、その前に従事者の減少という、いろいろな問題を抱えていたとは思いますが。まず宮里議員が質問の要旨の中でも話をしておられましたが、農業だけ、あるいは水産業だけでの自立というのは非常に厳しいのが座間味村の現状ではないかというふうには私は考えております。したがって、これらの農林水産業をどう展開していくかということになりますと、まずは観光産業を核としてしまうんでしょうが、観光産業とあわせてリンクをした形での複合的な農林水産業ということになるかというふうには考えております。まずつくるためにあるいは魚をとってくるための支援制度をどういう形でできるのかというのは、なかなか簡単に●一朝一夕にできるものではございませんが、今一生懸命行政のほうでは考えさせていただいておりますし、あるいはこの魚、あるいは野菜等を農林水産物をそのまま売っただけではなくて、加工して特産品を開発することも非常に大切というふうには考えております。これらは過去にも何度か行って来たと思いますが、地産地消制度の確立には私はまだ確立はできていないというふうには考えております。先だって、南部普及所のほうにもごあいさつに伺いましたが、過去に行っていた産業まつりでの県の専門家の意見あるいは指導等を仰ぐというようなことも合わせて、これからは考えていきたいと思っておりますし、そして年明けの産業まつりからその件に関しては早速できるような方向で調整をさせていただいているところです。そういうことをすることによりまして、まずは生産意欲をまず高めつつ、観光とリンクした形での商品の拡大を図っていくことが農林水産業の活性化になると考えておりますので、これからの皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、やはり農業というのは非常に難しいんですよ。一朝一夕にできないというのが実際であって、我

が村が何で離島フェアにおいても、産業まつりにおいても段々下火に推移しております。これは何が要因ですかとあります。農業を振興しない、振興策がないためです。商工会もできた、それから21・ざまみもできたんですけども、21・ざまみができて特産品づくりということも取り組むということだったんですけども、全く動いていない。いわゆる11年前ですけども、そのころから段々農業が衰退していつているんですよ。明らかにこれは大きな要因ですよ。この問題も21・ざまみの問題も話し合いもやりますけれども、そういうことで非常に農業は難しいですよ。おっしゃるようにやはりそういう地産地消のシステムの制度をつくると言っても、出てくる品物がなくてできないでしょう。先ほど申し上げたとおりいわゆる観光をリンクさせたところの一次産業ですから、非常にこれは難しいと思います。だから何と言っても本村は後から出ますけれども、普及指導員を中心に指導を受けながらやっていかないと、これは来るまた来年の2月の産業まつりにも出品も危ないですよ。潰れますよ、今の人たち。そういうことでございまして、一言これに対して★途中で切れました★

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘のとおりだと思っております。21・ざまみがどうのこうのという以前に、これまでの特産品あるいは地産地消制度の確立に向けた場合にどうしたほうがいいのかということを考える前に、これまでどうだったかというとなかなか継続的にいろいろな物事ができなかったのではないかとというふうに思っております。例えば、乾燥パイヤでも今でもやっている方もいらっしゃいますけれども、離島フェアで優秀賞を取った後の展開がどうだったかという、なかなか継続ができていないのではないかなということを考えますと、継続することも非常にとても大切です、それを●核としていく私たちの行政の力も必要ではないかというふうに思っております。例えば最近ではほとんど休眠状態になっている生活改善グループの方々にもう一度頑張ってくださいというのも一つの考え方ではないかと思いますが、この辺も含めて一生懸命私たちが勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

次に、いわゆる南部農業改良普及センターの話は近海離島の組織もあるみたいですけども、これも動いていませんか。今、ちょうど質問しますけれども、担当課長に質問しようね。まず我が村のこれは基礎的な話ですけども、農業の統計資料です。農業センサスですね。これを見た場合に10年前からほとんど農家数、それから耕地面積は変わらないですね。そして、あの統計の内容を見たら農業白書といいますか、農業統計を見た場合には動いていない、動きもない。生産物もゼロ、販売もゼロということで10年前から動いていない感じはしますけれども、いいですか確認しましょうね。平成19年、2カ年前ですか。現在では第1次産業農業の方が農業が5名、5所帯です。林業ゼロ、水産業14業者、計19と。二次が25人。三次538、これはよくわからないけれども、何か統計資料を見ると分類が不能なものであるということを書いておりますけれども、そこで担当課長、現在耕地のいわゆる農振地域というのはどのぐらいですか、教えてください。それからその農振のうちの農用地の面積はどうなっている。現況、農業委員会が●ハルマーイをしますけど現在、工事面積はどうなっているか。それから四、五年前の阿真では畜産もしておりますけれども、最終報告というの位置づけがどうなっているのか。ちょっと数字で私に教えてもらえませんか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。ただいまの御質問で農振地域が面積1, 149haです。その中に農用地が96ha。その中に耕地面積が8haです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私が調べたのを伺いたいんですけども、これはもう動かないんですよ。現況耕作地というのは、これは農業委員会の必携から見ますと、農業委員会は定期的にハルマーイをして現況調査をしていると思うんですけども、これも何年かこの数字動かないんですね。そしてあなたよりも● 最初の報告というのは入っています。3ha余りです。阿真にも田んぼある。あれは3ちょうぼ。あれは県の補助事業でやっていますから、あれも登録されていますよ。これを知らないとだめですよ、現況把握というのは。どうですか、担当課長。今、農業委員会はハルマーイしておりますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今年に入ってからはまだやっていないです。今予算もありますので、年明けにやりたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

あなたは今異動したばかりで、前任者に聞くわけにはいきませんが、そのようには農道を動かさないと、農業一体何名いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

農業委員会は選挙で選ばれたのは6名、推薦が2人で計8名おります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

数は議員と同じですね。多いですよ、これは。それはいいとして、これはせっかく皆さん● 思われていると思いますよ。あなたは責任者になりますからとって、ひとつ動かしてくださいよ農業委員会。そして、こういうハルマーイをして、実際の現況をつかんで、農業はどうなっているか。実態がどうなっているか。今どういう作物を植えているのか。どういうのが生産されて、● はどうなっているか。委員会はどうなっているかということですね、それをチェックしていかないと。これはたとえ正しい数字じゃなくても担当課長それはチェックして、ある程度やらないといけませんよ。ある程度。そう思いますよ。そしてもう一つ、基礎的な話を言いますけれども、農家数。平成7年64戸、平成15年53戸、平成17年34戸と激減しておりますよね。今から何年前ですか、平成7年ということは十何年前ですか。ある場合は64戸あったのが、現在では34戸ということなんですけれども、これの数字は正しいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

統計上に報告されているから、正しいとしか言いようがありません。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これ以上は聞きませんが、とにかくこれは基礎的な問題ですから、そういう体制づくりから我が村はなっていない。だから農業振興はしないんですよ。だから課長の皆さん、担当課の携わっている方々は責任がありますよ。何をしてくれているんですか。冗談じゃないよ。休漁もらっているでしょう。

次に、近海離島推進協議会が結成されて20数年以上経っていると思います。先ほど村長からの南部農業推進の話がありましたけれども、普及所のセンターの指導のもとに農業改良、生活改良の育成等が行われてきたようですけども、現在はどうなっておりますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

現在は近海離島はやっておりません。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

渡嘉敷、渡名喜にちょっと聞いたら、6村。いわゆる南北大東、4村は絶えず連絡をとって協議会をやっているみたいですね。我が村は座間味村は来ないというんですね。何で来ないか、なぜ行かないか。話を聞いたら平成18年から第1回を参加しただけで、座間味村は来ないというんですよ。農業を放棄している。これは本当ですかね、村長。これは大変なことですよ。ほかの栗国なんかは、そして普及員も総界、農会のときにも行っているんですよ、月々。座間味からは何の声もない。話もない。ある普及委員の方が言ったところ、座間味村は観光が盛んでしょう、宮里さん観光でいいですよ。農業なんかはいらないよ。冗談だよ。やがて手で殴りたいぐらいのことがあったんですけども、これが実態なんですよ。こんな話どうですか、聞いて。村長、担当課長でもいいですし。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

近海離島の流れを報告してよろしいでしょうか。近海離島は平成18年7月と2月に行ったのが最後です。栗国でやりました。近海離島をしたんですけども、4村の答えが出てきているんですよ。4村の推進会議や先進地施策をやっても認定農家が1戸しか誕生しなかった。また4村は地産地消が主となっているので、専門分野で対応する旨伝えてあることから、とだえております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

担当課長、認定農家ということではないんですよ。農業指導、生活改善を指導する。受けるんですよ。現に座間味村は我々は離島フェアにも参加しているでしょう。産業まつりも例年やっていますよ。出品物に対してもやはり普及所の指導も出ないといけませんですよ。農会も一緒ですよ。これはどの課長がとらえているかわからないんですけども、責任を取らしますよ、私は追及して。これは認定農家ができないからということではないんですよ。あくまでも農業指導。農会資料というのは現地に来てハルマーイするんですよ。そ

して、畑しているオジーオーバーとゆんたくをしながらその中から指導をして、そしてまた情報も●システムなんです。その生活改善は生活グループを集めて、婦人会を集めて料理を講習したり、過去にはツワブキなんかあなたやったでしょう、大々的に。今から十何年前の話。あれもツワブキの佃煮なんかも離島フェアで飛ぶように売れたんですよ。メロンもかつては長堂さんがつくったのではないですか。そういうことを非常に活気づいてきますけれども、今は何のあれもない。ヤマトウがもずくですよ。外来者の人が来て、やっと座間味村のイメージをつないでいるんですよ。純然たる座間味村のほうにあれが出てこないですよ。これは皆さんの課なんか知らないですよ。村長に対しては●そういうことでもう少し真剣になって、考えてをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

宮里議員がおっしゃるとおりでございまして、なかなか農業振興、農林水産業の振興がうまくいっていないのが現状だと私も把握しております。先ほどから御指摘のある近海離島というそういう勉強の場と申しますか、そういう会議というのはこれから先の話になりますが、お互いの自治体、財政等の問題がございましてなかなか集まりづらくなっていくのかなというふうに認識をしておりますが、私としてはその近海離島という枠にではなくて、座間味村対あるいは農業改良普及センターというような個別に私たち行政、座間味村独自でいろいろな接触を図っていきながら、いろいろな御指導をいただけるような環境を私はつくっていきたいというふうに思っておりますし、すぐとはいきませんが、年明けの先ほども話をした産業まつり、あるいは新年度に向けてそういう体制を確立させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それから担当課長、あんたはよく状況わからん。平成21年ですね、それから平成20年ということで、地域耕作放棄地対策協議会というのが18の市町村で結成されていますよね。村長わかりますか。これは交付金で流れはやるわけですけども、この中に伊平屋村、久米島町、渡名喜村、石垣市、竹富町、与那国町が入っております。我が村は入っていませんが、一番耕作放棄地が多いのは我が村ですよ。どうして村長、これに漏れたんですか。なるほど渡嘉敷は入っていません。渡嘉敷は水田が満作して実質ないんですよあれは。●。それならわかりますけれども、なぜ座間味村がこの交付金をせつかく受けられる協議会の立ち上げに参加をしなかったのかということ。平成20年、平成21年。これはちゃんとありますよね。資料は私持っていますよ。普及所の。これは普及所ではなくて、県の村づくり計画課。これは村長調べる必要はありますか。その耕作地放棄の協議会を立ち上げたということを知ったことがありますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問ですが、ほかの自治体でそういう協議会ができたという話は細かい話はまだ聞いておりません。去年の行政懇談会の中で、県の村づくり計画課ですか、そちらの担当課長から座間味村もそういう制度があるので、うまく活用したらどうかという相談がございまして、ぜひよろしくお聞きしたいという話をさせていただきました。日程の調整はしていませんが、あちらの課長が座間味村に来ていただいて、まずはどういう事業なのかというその辺の制度設計の話をさせていただくところまでは今来ておりますが、ま

だそちらの課長からの細かい日程調整が入っていないのが現状でございます。日程調整が入り次第、私たちとしてはできるだけ早目に調整をさせていただいて、有効な事業であればぜひ本村においても取り入れていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

村長、そのことについてはぜひ調べて、もし次の機会に協議会に入れるんだったら一緒に考えて、これは交付金が流れていますよ。だからそういったことも情報を探って、こういったことを皆さんはもういろいろインターネットも皆さんで調べているんじゃないですか。情報はキャッチできますよ。そういったことでこれなんかはもう聞いてびっくりしていますよ。我が村が一番それを最初に手を挙げて名乗るべきであって、これは座間味村だけが入っていないということは一体この村はどうなるの。農業問題とか心配ですね。

それから続けます。担当課長、農業振興については県の指導のもと、先ほどのを繰り返しますけれども、進めてはいかなければと思います。それは村長も述べていいんですけれども、農業改良センターは農家に直接的な指導、助言を行っている窓口なんですよ。頭に入れておいてくださいよ。ぜひ同改良センターとの交流を密にしまして、担当課長、指導を受けるべきと考えております。

それから先ほどありましたけれども、地産地消の制度の確立についてもこれは課題の若者の農業者、担い手の育成、確保等が改善されなければ持続可能というんですか、農業発展にはつながらないと思いますよ。さっきも言いましたけれども、また生活改善グループ等も育成して、生活研究会、生産組織なども含めた特産品活動用団体育成等の推進も図るべきだと考えておりますよ、村長。そのためには今後、普及所の指導を仰ぎながら、リーダー的な人材育成等も本村にとっては急務だと思いますよ。所見を伺いまして、この問題は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御指摘のとおりだと思っております。関係機関、一生懸命調整させていただきながら、本村の産業、農林水産業の振興あるいは活性化につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

この1点は終わりました、次に移ります。

（株）21・ざまみについて。第三セクター「（株）21・ざまみ」は経営健全化については、去る臨時株主総会で1-4半期、2-4半期の収支の報告がありましたけれども、その見通しとして、その存廃を含めて徹底した検証を行い、これ以上の累積赤字を出さないような方針を打つべきと考えるが、村長の考えを伺いたい。調整監のお話も伺いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。★

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

宮里議員の21ざまみについての御質問にお答えいたします。

同所につきましては、これまでの累積赤字が多額に上っていることは御存じのとおりだと思いますけれど

も、去る6月に行われました通常総会におきまして、村長のほうから臨時株主総会を開催して中間決算を株主に報告するよと申し入れていました。その後、去った11月24日だったと思うんですけども、臨時株主総会が開催されまして、その中で同社の経営陣のほうからは中間決算の中身ではなくて、今後5年間の経営改善策を説明してたいんですけども、到底私どもとしては納得がいく内容ではありませんでした。さらに出席をしていました株主からも多くの疑問や批判が相次いでいたのは宮里議員も御存じかとは思いますが。村としましては筆頭株主という立場もありますので、現在、実施をしております財政健全化法に基づく外部監査の中で同社の経営状況についても調査をお願いしているところです。ただ、しかしながら同社の経営が今後、飛躍的に改善する要素があるとは村としては考えておりませんので、今後、同社については今12期目に入っているんですけども、この会社を整理していくのか、存続させるのか。存続するにしてもどのような形で存続をしていくのか、これは慎重に対策を検討しないといけないと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

先ほど私が質問要旨の中で、これ以上の累積赤字を出さないような方針を打つべきと考えたと申し上げましたけれども、私が言いたい結論は毎年度ですか、700万円の損失を出しているんですね。今期の第11期。いわゆる今期の処理損失は7,704万5,698円ありますよ。去年●より700万円増えています。どんどん上昇している。これは悠長なことは言ってもらえないですよ。私は今のメンバー経営陣ではどんなにカンフル剤を打っても回復は不可能ですよ。その未処理損失はだれが今後責任を持ちますか、村長。第三セクターですよ。跳ね返ってきますよ、お互いに。それから先ほど外部監査もありましたけれども、この前、外部監査が入ったという話ですね、村長。その結果はどうなりましたか。まだ話はしていないんですけども、まだはっきりしていないというんですけど。もうちょっと具体的に言ってください。何名入って、どうなってどういうシステムで入ったんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

まだもちろん外部監査中ですので、まだ結論は出ていませんが、内容としましては21・ざまみが出した確定申告、税務署に出したそれを中心に現在調査をしているところです。前は2名の外部監査員が来て実施しております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

2名入ったわけですか。何日ぐらい調べましたか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

外部監査は中心枠というか、それは一般会計の村の監査が主ですので、21・ざまみに関する調査については資料をちょっと閲覧をさせてもらってという形で監査しております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村を中心としたものですからわかりました。それから2番目に村と公共事業を受託しておりますよね。わかりますよね。1,800万円委託業務でしょう。具体的には1,840万1,000円です。村と委託契約しております。● ごみ処理関係の話でしょうね。一般管理費というのはもう会社の話ですよ。報告の中にこんなことを書いているんですよ、調べたら。一般管理費を勘案すると厳しい状況にあるということがありますよね。恐らく1,840万1,000円の受託費はごみ処理にあてがうものであって、21ざまみは10%。十分もらっているんですよ。何でほかの一般管理費まで村が出さなければならないんですか。でたらめな話ですよ。交付の中には不採算の部分と書いてあります。不採算の部分はこれだけ。一般管理費は我々が出している。一般管理費も何で雑費から出しますか。一般管理費というのは向こうの事務員の社長の給料とかそんなものですよ。こういったものがありまして、不採算の原因の要因をつくっている。これはおかしい話ではないですか。どなたか詳しい方は言ってください。課長でもいいですし、会計課長でもいいし、あれは自分でもらっていますよ。委託契約の中にありますよ、どうですか。

ちょっと待ってください。一般管理費をそれから請求した形なんですよ。見てくれないかということなんですよ。もう少し毎年下げていったでしょうが。だから一般管理費が足が出ているわけですよ。これが不資産者に部分だから、だったらこの交付事業を受けないで村に返せばいいです。村は村で窓口でやればいいんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御指摘、御質問ですが、私どもとしましては、私も6月に就任させていただいたので、細かいところはわかりませんが、契約という行為自体はお互いの合意に基づいて契約をしていると思っておりまして。ということで、ここが不採算の部門だと言われても、私たちはそれに対して答える必要があるのかというのがまず第一点でございますが、もちろん次年度以降に関しても契約をする場合にはお互いの意見を尊重しながら最終的に合意した額での、あるいは業務内容での契約になると思っておりまして、そういうふうな21・ざまみ側からの意見が出ているというのは、ある意味で私にとっては遺憾であるというふうに私は考えます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、業務報告の中に明らかに言っているんですよ、不採算。一般管理費を出したために要するに●もう少し上げてくれというような話だったんですよ。これはいわゆる見直しですよ。もうちょっとできなければ元に戻せばいいですよ。担当の窓口に戻して役場でやればいいですよ。結構「せい」にされていますよ。こんなのが入ってこない、赤字になっている。これは村のせいだと、今は言うてはいないけれども、そういわれる場合もありますよ。だから早く手を打っていかなければ。それから村は52%株を持っていますよね。52%ね。ざまみ・21は私は統廃合するなり、民間に譲渡をしたり完全に民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に進めるべきではないかと思っておりますよ。村長、もう先々の話はしないで、これはもう今の問題ですよ、これは。大変なことになりますよ。あなたの責任になりますよ。だから早く民間に譲渡するか、完全に民営化するか、それとも別の法人の見直しをするかということをやっつけていかないと、これは毎年800万円ですよ。あと2回で1億円になりますよ。これは本当の話。これは真剣に考えて。先に送ってはいけませんよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず株式会社 21 さまみの現状につきましては、私たちの考えは先ほど調整監が述べたとおりで認識をさせていただいているところでございます。ではこれから第三セクター、21・さまみをどうするかということになります。普通に考えて会社はこれからどうするかと言った場合には、いろいろな3点あると思います。まず例えば現状のままの経営改善をしていくのか。あるいは増資による民営化の推進をしていくのか。あるいは最後に生産を行うのかという3通りのパターンが考えられるのかなというふうには考えておりますが、まず現状のまま経営改善をしていくかとなった場合にどうするかというと、なかなか今の事業内容あるいは執行体制ではこれだけの累積等を含めた経営の健全化というのは非常に厳しいというふうには考えます。仮に経済改善を今の状況で図ろうとするならば、新たな事業を検討することも視野に入れたいといけないうのかなというふうには考えておりますが、そうなった場合に公共事業の受託事業だけではなくて、民間的な発想の事業もしなければいけないと思いますが、そうなった場合にはこの21・さまみという会社が第三セクターという概念に当てはまるのかどうかというのは非常に私は疑問に感じておりますので、その辺を一つのポイントで考えていかなければいけないのかなというふうには考えております。

次に、生産を行うというこの考え方ですが、これはこの前の臨時の株主総会では非常に多く出ていた意見だというふうには私は思っております。現在、しかしながら現在抱えている同社の負債額やその処理、あるいは生産を行う場合の関係者あるいは行政も含めてですが、非常に生産をするためには体力のいる業務が想定されるというのを一つ考えなければいけないというふうには考えております。

次に、増資による民営化あるいは完全民営化の推進ということですが、この3番目の民営化あるいは完全民営化のほうが一番理想的ではないかと私は実は考えております。外部からの増資を募ることにより、新たな公共的な事業だけではなくて、新たな事業の展開を図るとともに、さらに外部からの増資をやることによって外部監査等のチェック機能も充実、あるいは機能が果たせるようになることになれば、健全化を図れるのではないかなというふうには私は今個人的には考えております。また、今私はこれらの話をさせていただいたんですが、以上のような考え方を私は個人的に今考えております。その中で11月に皆さんの前で話をさせていただいたのは年明けの早い時期に検討委員会を開いて、設置をして私の諮問機関とする。最終的に私たちの考えというのをまとめてできるだけ早い時期に、筆頭株主としての意見をまとめていきたいというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

村長に私なりにまとめて終わりますけれども、経営状況が深刻であるのですよね、村長、21・さまみ問題を先ほど言ったとおり先送りすることなく経営悪化の原因を検証して、債権者等も銀行ですよ、十分に協議をして抜本的な経営改善策の検討を行い、その上で経営の改善が極めて困難と判断されるとなれば21も法的整理、会社を閉鎖することですよ。やむを得ないと考えております。

それから次に、会社を閉めるときには村は出資の範囲内の負担金損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことがないように留意すること。早速、私が損失補償契約というのがありますかね、調べてください。お互いに今は公共事業をやっていますので、その中に損失補償契約等があると思いますよ。法に基づくということがありますよ、負担金。これはちょっとわかるんだったら教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

座間味村役場と21・ざまみの間での損失補償交渉に関する契約は私たちは行っておりませんのでお答えできません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

契約はありますけれども、補償契約等がありますか。なければないで。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そういう契約はないです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ただいま私が申し上げたのはこれは私はでたらめを言っているのではないですよ。昨年の総務省の資料の中でいわゆる地方公共団体における行政改革の推進のために新たな指針料の中に第三セクター、抜本的な見直しを取るということで質問したんですよ。これは資料に基づいてやっておりますので念のために申し添えをしまして終わります。

それから3番目に、人事評価制度の導入について。人事評価制度を導入して組織の活性化と人材育成に努めると述べられたが、村長就任6ヶ月経過が経ちました。今後の行政運営に人事評価制度のどのように導入して、行政を運営していくと賜ります。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの宮里議員の人事評価制度の導入についての御質問にお答えいたします。

人事評価制度につきましては、国においては今年度より導入されているところですが、それを踏まえて地方公共団体においても公正かつ客観的な人事評価システムを導入し、能力実績に基づく人事管理の推進と勤務実績の給与への反映に努めることが必要であると認識をしております。本村におきましては、今年の去った11月に人事評価のリハーサル施行を試しに行うと言っておりますけれども、実施要領を策定し、現在、管理職員を含めた一般職員について人事評価の試行、実施をしているところであります。今後、地方公務員法の改正により、法で義務づけられ本格的に導入されるに当たりまして、評価する側の管理職員の評価するに当たってのスキルアップや、評価を受ける職員の人事評価の異議等について理解を求めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今後の話をするんですけれども、人事評価制度というのは導入といたしますけれども、これはまだ後で形になってありますか。まだこれはできていないんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

もう人事評価制度のフォーマットができておまして、ちゃんとしたペーパーができております。実際に総務課長調整監からも話がありましたとおり、既に施行させていただいておりますので、各職員にその内容はもう既に通知をしておまして、今年中に私のところまでこの書類が上がってくるようになっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

村長も変わって政権交代もしたし、去った組織、話しましたよね。広域しようとかいろいろやっておりますけれども、この私はまだまだ最近これは変わったんですから、何かとまどいがあるみたいに職員の中には、もちろん答弁も出てきていますけれども、何か元気がないですね。職員に元気がない。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その辺につきましては、私の指導力不足だというところが大きいのかもかもしれませんが、これからは私なりに日々一生懸命頑張らして、この人事評価制度も含めてですが、職員が一生懸命仕事をできる環境を一生懸命つくっていきたいというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

私は村長が悪いということは言っていないけれども、やはり公務員はよく適材適所という言葉を使いますけれども、私は適材適所ではないと思うんですよ。公務員は役場職員はどこの課に行っても対応できる人間性ですよ。何年もやってきてから精通しているのはもちろんですけども、どこに行っても対応できるという人材育成といいますか、それをしないと何か特に最近入ってきた若い者から元気がないような感じがする。あいさつも少し小さい。足りない。議員が言えないのではなくして、お互いに● をしていいんじゃないですか。ある職員なんかこちらが言わないと跳ね返ってこないこともありますよ。だからそういうふうに指導してくださいよ、村長。そういうことでせっき評価制度も導入しましたので、ひとつ外から来ても座間味村役場はすばらしいなど、みんな元気があるなどということと言われるようにやってください。以上終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、● 6 番 宮里祐司議員。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

● 6 番 宮里祐司議員。

○ ● 6 番（宮里祐司議員）

まず質問に入る前に1点目の湧水対策についてを先日取り下げておりますので、2点目の観光施策についてから質問に入らせていただきたいと思います。

観光施策について。①日本経済は、折からのデフレに加え、急激な円高に株安と、現在未曾有の危機に瀕死してる。

観光産業を基幹産業に位置づける本村は、経済不況のあおりをまともに受け、観光業者は危機感を募らせている。この危機を乗り越えるべく、新たな施策が急務とされるが、考えを伺う。

2つ目の2009年4月から11月までの入域者数と対前年比はデータのほうを一応いただいておりますので、これで結構です。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。2観光施策についてですけれども、本村の観光入り込み客は平成14年の9万6,000人が最高で、近年においては8万5,000人前後の入り込み客でありましたが、平成21年8万人を下回る可能性があります。その原因は台風の影響で修学旅行等、キャンプ等もありますが、経済不況や新型インフルエンザも多少あると考えます。村においては観光関連事業者や商工会等の意見交換を早急に行い連携し、本村の観光客に誘致活用に取り組んでいければと考えております。行政としては今年新たに全国に離島を紹介するイベントアイランダーに参加し、本村をピーアールいたしました。これから各種イベント等においても集客力のある内容を行うなど、これまで以上に官民一体となった取り組みを行ってまいります。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

いただいたデータをベースにちょっと話をさせていただきますと、今年度は8万人を下回る見込みだというふうになっております。これは2001年の同時多発テロ時をさらに下回るような状況になるというふうに予想していると思います。そこで政策には二つあると思うんですが、まず一つ目はいわゆる●ポリシクヘルプという救済のための政策というのがひとつあると思います。これはいわゆる短期的な措置ですね。救済というのは。もう一つ目は解決のための政策、●ポリシクソルムというのがあると思います。これはいわゆる中長期的な解決策というふうになると思うんですが、真の解決のためには後者のほう。いわゆる解決のための政策をこの時点で打ち出しておかなければいけないのではないかとということ、これは明白だというふうに思います。本村観光入客者数はまさに年々減少しておりまして、今年、来年はまさに底なのかなと、底辺なのかなというふうに思っております。ただ、この閉塞感を機に慢性化したいわゆる観光体質を打破して、観光の再構築をする時期ではないかなというふうに私としてはポジティブに考えていたんですが、村長のお考えをお聞かせいただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほどの産業振興課長からの答弁とダブるところもあると思いますが、まずは現状把握したいというふうに考えました。今年の11月末までの観光入客数は底打ちで7万4,767名となっております。12月の入域客が前年度並みの先ほどの資料からしますと、3,200名それぐらい入ったとしても7万8,000名前後というふうな推移になるのかなというふうに私も予想しておりまして、前年の約8万5,000人を大きく下回ってしまうと、それは平成12年度に8万人割れをしておりましたが、それ以来ということで非常に危機感を持っておりますし、ましてやまた対前年度比で考えてもマイナス9%から10%になるのではないかとということ、これは座間味村に限ったことではなくて、沖縄県もそうなんですけ

れども、非常に厳しいのかなというのが現状だというふうに考えております。先ほど産業振興課長からもありましたが、観光入客の落ち込みとしては原因としては、一番大きいのは確かに7月、8月あたりの台風等、気象条件による船舶の欠航が今のところは非常に大きいような気がします、新型インフルエンザの問題とか、あるいはリーマンショックに端を発した未曾有の経済危機というものが、どういうふうに影響を受けているかという、消費者の生活の防衛意識が高くなってしまったと。結果、旅行需要が減少したというのが一因ではないかというふうに考えております。また、今回、今船舶の年末年始の予約状況を確認しておりますけれども、いまいち芳しくないというふうにも聞いております。宮里議員の質問のとおりですね、観光事業者が非常に危機感を募らせていることも、私はあちらこちらから聞いているところでございます。当面、どうしていくかということですが、マスコミの講評にもありましたが、この状況は当面続くだろうという話でもマスコミでは報道されておりますし、私としてはどうしていくかということ、座間味村のよいイメージを発信するためには、これまで行った各種イベントもさらなる強化、集客イベントが、あるいは効果的なピーアールをする。それから関連団体を含め官・民が連携を強化し、効果的な観光関連予算の確保をするとともに、執行を努めていきたいというふうに考えております。ここまでいくと非常にアバウトな話なんですけれども、先ほど話をされた短期的な話はどうするかということですが、予算の制約もございますので、今すぐには言えませんが、年明けにでもいろいろ関係機関と調整をさせていただきながらちょっとしたカンフル剤を打たなければいけないかな。公的資金がどういう形で注入できるかわかりませんし、どれぐらいの額が注入できるかもわかりませんが、まずそれをしていくべきではないかということと、あと長期的には最近うれしいなと思うのは、例のミシュランの二つ星を古座間味ビーチがいただいたことが大きな原因だとは思いますが、いわゆるヨーロッパ系のバックアッカーですか、そういう観光客がいわゆる欧米の方が結構来られるようになってきているというのは私も見て感じております。そういう方々をどうこれから取り入れていくか。あるいは台湾、中国、それから韓国も含めて、外国のお客さんをどう誘客をしていくかというのは、ひとつの長期的なおもしろい施策ではないというふうに考えております。なかなかそういう取り組みを私もしたことがありませんので、すぐには言えないんですが、まず一番初めにできることは新年度予算で考えておりますが、日本語だけのパンフレットではなくて、外国語のヨーロッパ系の外国語、あるいは中国語系、あるいはハングル系というようなパンフレットを補助事業あたりでつくることのできないのか。あるいは観光従事者に対する語学研修といいますか、そういう勉強会を島で開催できないかというようなことを考えておまして、先だって私は県の商工観光部の観光振興課のほうまで足を運んでいます。その中で国際交流人材育成財団という団体がございますが、語学研修のメニューがありますよということがありますし、観光コンベンションビューロー、これは外客、来訪受け入れ促進事業というものがあるということで、細かいところは今から勉強させていただきますけれども、ということで国内の観光客だけではなくて、国外に目を向けた観光客の誘致も必要ではないかというふうに考えておりますので、この辺に関してはこれから一生懸命勉強させていただいたというふうに考えています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。今後は本村においてもいわゆる外国人観光客をビジョンに盛り込むという方向性ということで認識でよろしいですね。それに伴いまして、やはり外国語のウェブサイトだとか、パンフレット、村民の語学スキルとか、コミュニケーションスキルの講座等というのが自然とスタートしていくと思います。それでいわゆるそういうふうな外国人観光客を受け入れるという部分も含めて、再度観光立村として宣言というのは私は必要ではないかなというふうに思いますが、その辺につきましてはどうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

どういう形の宣言になるかちょっとまた勉強しないといけないと思いますが、これは前向きに検討させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。観光立村宣言等におきまして、今後課題となってくるのは行政におきましては活性の問題と船舶の問題。船舶の問題というのはいわゆる船が出ないとか、それに乗れない、船員の接客マナー向上等が急務だと思われまます。これはまた大手エージェンツ、村内観光業者からも言われている部分でありますので、この辺の改善もお願いしたいと思ひます。もう一点はハード事業、いわゆる外国人観光客、国内観光客が訪れた際に陸上でのメニューとして島の歴史や文化、そういったものを見る場所がない。外国人観光客は何を求めているか、いわゆる地域の生活を見たい、求めているわけですね。外国人観光客にかかわらず国内もそうですけれども、そういった歴史・文化資料館等の建設もやはり必要になってくるのではないかと思ひます。あとは景観条例等を含めました電柱の地中化だとか、あとは建物の制限等もかなり必要になってくると思ひますので、そういった内容を実行することが私は施策だと思ひております。

ちなみに観光客、外国人観光客の国内における数なんですけれども、2008年が日本国内では全体835万人、沖縄では2008年は25万人というデータになっております。全体の15%ちょっとぐらい。観光立県として非常に私はまだまだ沖縄は頑張っていないのではないかなというふうに思ひますが、本村においてはいわゆる入り込み数に関して、外国人観光客というのはまだ細かく分けてないですよ。今後はぜひ日本人客、外国人観光客、そのデータも詳細を取っていただくようにしていただきたいと思ひます。ちなみにナンバーワン、外国人観光客が一番訪れている国はフランスであります。フランスは年間で8,600万人の観光客が訪れております。アジアでは中国4,000万人の観光客が訪れているということで、日本は835万人、実は20位以下なんです。今後、新政権の中でもいわゆる観光地域振興の核に育てようというふうに力を入れていくというふうに方向性を出しているんですが、来年度が日本の目標が1,000万人、2013年が1,500万人、2016年が2,000万人に目標を設定するというふうに前原国土交通相は方針を表明してございました。その意気込みは非常に強いものでして、次年度の官公庁の予算の概算要求は今年度の実は4倍、251億の予算を次年度は官公庁が要求してあります。その内容をちょっとハード事業が活用してありまして、実はソフト面でまず外国人に日本の地域を認知してもらわないと話にはならないという観点から、アジアの4都市がプロモーションの対象になってあります。その拡充評価の対象になっているという位置づけられている場所が官公庁のウェブサイトにも出てありますので、そういった部分の例えばウェブサイト、中国語だとか、韓国語だとか、そういったのもまだつくっていきながらアクションをかけるというのも非常に効果的ではないかなというふうに思ひます。

それではハード面等に関してなんですけれども、複数の市町村が連携して廃材型の観光客に力を入れるというふうに打ち出してあります。現在、国内には30の観光展があるが、その30の観光展にまんべんなく支援しているのではなく、熟度やいわゆる本気度の高い三、四カ所を集中的に支援して、成功事例をつくることを検討していると発言してあります。本村はラムサール条約の認定やエコツアー法と熟度や本気度はどこの市町村、どこの県にも私は負けない評価があると思ひますので、必ず白羽の矢が立つように秘策を早急に打ち出していただきたいと思ひます。それでこれが一点目の質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひ

いたします。

では二つ目の質問に入ります。港湾整備について。座間味島阿真港、阿佐港のしゅんせつ作業の状況について伺います。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

ただいまの質問に対してお答えします。阿佐港においては県の単独事業で年度内でしゅんせつの予定があります。阿真港においては経済対策関連で計上していますので、しゅんせつを予定しております。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

具体的にいつごろからスタートするのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿佐港の場合は1月以降から3月までにやる予定となっております。阿真港については同じようにこれ終わり次第できるのではないかなと思っております。阿真港に関しては経済対策関連事業でやるんですけども、まだそれがはっきりしていない状況であります。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

私のほうから阿真港について補足させていただきます。この予算については9月の去った定例議会で補正予算を計上しているところなんですけれども、実は国のほうの政権が変わりまして、この自民党政権のときに出した一次補正分の凍結というのが叫ばれていたんですが、その中に含まれているというような情報がありまして、実は執行停止していました、これまで。そういうこともありまして、新設の工事のほうが遅れているんですが、そういうことも踏まえて他の市町村がどういうふうになっているかというのを調べてみたんですが、凍結が約3割の市町村、積極的に推進しているのも約3割、中間が3割ぐらいということで、かなりまちまちな対策になっているんですが、万が一、この予算つかないということになりますと丸々村が負担をしてしまうこととなりますので、その辺は慎重に情報収集しながら、この工事施工の時期を今探っているところです。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

わかりました。そういうことなんですね。阿佐港のほうは1月から3月ぐらいの間ということによろしいですか。わかりました。

では2つ目ですね。村民から要望のある、座間味港西側の船を揚げるための巻き揚げ機の設置及び座間味港東側の路盤の舗装の要望について伺いたいと思います。事前に11月の段階で写真付きの資料を担当職員の方に渡しておりますので、それに基づいて今後どのように要望に添って行動していただけるのかどうかお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

港湾整備についてお答えします。座間味港東側の舗装に関しては平成22年要望事項として県には要請しております。座間味港西側の巻き揚げ機の設置については大型船が多数ありますので、必要だと感じております。早急に県に要望してまいります。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

わかりました。平成22年の舗装の要望と一緒に巻き揚げ機は要望出せなかったですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

座間味港東側の場合の要望が8月に行っているの、それを見ると。西側の要望は後で来たものですから、まだ県とそういうその場がないものですから、要望はまだしておりません。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

ただ可能性としては要望は上げられる可能性はあるということですね。まだ上げていないだけで、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

努力して要望を上げたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

よろしく願います。資料にも書いたんですが、西側の巻き揚げ機の設置に関しては写真も撮ってくれと担当職員からお願いされたものですから、私がわざわざ現場に行って写真を撮ってきて資料をつくって提出しました。今のコンボ、大型重機で大型の船を揚げ下ろしている状況なんですね、このように。周囲に人間がいないと、押してやっている状態です。二、三回ロープが切れたこともある。ロープが切れて船をそのまま下に落としたこともある、それは私も現場で見えていますので、これは本当に人の命にかかわる問題なんですね。住民が今利用している観光業者にとってみればしょうがないと。台風が来たら揚げないといけないし、まずフナ底掃除やあと修理をするときにもそういうふうな方法しかないんだからそういうふうになっているということですので、人の命にかかわる問題としてこれはもう早急に要望上げていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか、よろしく願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

●6番 宮里祐司議員。

○ ●6番（宮里祐司議員）

以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

一般質問を行います。1番目に消防法の改正についてであります。

平成16年の消防法の一部改正において、新築及び改築工事、住宅ですね。平成18年6月1日から既存住宅は平成21年6月1日から平成23年6月1日までに火災警報器の設置義務が定められましたが、村営住宅、教員住宅約100世帯近くあると思うんですが、そろそろ本村において条例の制定及びそれに機材の購入に関する予算等を平成23年6月1日までにどう進めていくのかお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

中村議員の御質問にお答えいたします。火災報知器の設置につきましては、まず条例関係のほうからお答えいたしますと、平成8年に本村には座間味村火災予防条例というのが制定されております。その後、平成18年にその一部が改正されております。これはやはり御質問にありますとおり、平成16年に消防法の改正を受けて、平成18年6月1日から平成23年6月1日までに設置をしなければならないという義務が発生しましたので、それを受けて平成18年に一部改正がされておまして、住宅用の防災警報器または住宅用防災報知設備の設置が義務づけされているところでありまして、それで総務課のほうで所管しております村営住宅への設置についてなんですけれども、予算については既に当初予算で計上させていただいておまして、現在、その設置に向けて準備を進めているところです。教員住宅のほうにつきましては、また教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

火災報知器について、教員住宅についての御説明いたします。教員住宅の火災報知器設置については次年度設置に向けて考えております。現在、3戸教員住宅13棟、43戸、43世帯ありますが、次年度予算編成の中に盛り込んでおります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。まずはいわゆる村のものからということであつたんですが、これはいわゆる全住宅に適用されるわけでありましてけれども、とりあえず村のことを聞いたんですが、これから一般の住宅についてはこれは行政指導で行うものですから、家主とか、住んでいる人が自分で頼ったことをわからない人もたくさんいると思いますが、その辺の啓蒙に対しては行政としてやるんでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。これは村の条例事項でありますので、行政が先頭に立って指導すべきだと考えます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。特にまた我が村はお年寄り、またそれを●持たして一人住まいの世帯が多うございまして、また年金暮らしとか、● 特殊な方もいますので、その辺はちょっと金がかかる分、何かこともありますので、その辺は法律に触れいような形で村として一丸として取り組んでもらいたいと思います。それではこの件については以上で終わります。

2番の環境問題についてですが、現在、村のごみは本島に搬出している状況であります。島のいわゆるごみを処理する溶融炉の施設が操業停止して、もうしばらくなるのですが、今後操業再開のめどは立っていますか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

御質問の焼却炉の操業再開については現在、東京高裁において控訴審を継続しているところです。判決の結果を踏まえ、今後の対応策を考えていきたいと思っております。裁判及び溶融炉の稼働については、県へ随時経過を報告し、意見交換を行っているところです。ごみ処理については当分の間、沖縄本島へ搬送して処理を行ってまいります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは裁判の結果が出ないとメンテも何も触れない状況にあるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応そういうことになります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

ああいう一度、何回か熱を通したものはやはり多少でもメンテみたいなものをやらないともう1年以上回っていないですね、操業。するともし裁判で解決して、これからメンテナンスといったときに手がつけられない状況になった場合はどうなるんでしょうかね。

○ 議長（宮平秀保）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

それではいわゆる裁判の話も出たんですが、今感じている感覚として、結審及び判決はもう年度内に終わ

るのか、平成22年度までまたぐのか、ちょっと感覚でいいんですがあまりにも長すぎるので、やはりこちらもやきもきしていますので、お願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

裁判の件に関しては、村長のほうから特命で会計課のほうで見ておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。裁判の経過といいますか、状況についての質問なんですけれども、先週の金曜日に東京高裁のほうで争点整理の控訴審がありました。そろそろ整理がなされるかというような状況の中で、今被控訴人のほうから新たな主張が最後に出てきていまして、それでちょっと少しあと数回、その件に関していろいろなお互いの主張が出るということに、これがどういうことかといいますと最初に操業契約したのが平成15年12月1日から平成16年3月31日までの焼却作業に伴う契約が交わされておりまして、その場合に平成15年8月に施設が完成をしまして、空だき運転というのがありますね。炉の中のレンガとか、そういうのを一回ホットランということで、コークスを入れないで木材とかそういうもので温めて乾燥させる。本稼働の前に炉を温めるという作業があります。これを8月に行っています。9月には要するに試験運転、実際、今1週間程度ですか、実際にごみを入れて焼いています。あとはそのときに焼却した輩出される煙を検査するというものを義務づけられています。そういう検査を行っています。10月にも1週間程度、実際ごみを運転して焼いています。彼らの被控訴人の主張は要するに空だき、9月、10月の運転。これについては契約にはないんですけれども、契約を遡るべきだということで主張してきています。それに伴う経費は村が実際全部支払っているんです。ということで、彼らはそれを何で主張するかといいますと、被控訴人は要するにコークスは我々契約は12月からなされているんですけども、それ以前に使ったコークスは全部契約に含まれているというようなことを、実際金を払っているんですけれども、これはコークスの今未払いの件でいろいろ議論があるんですけれども、それを認めてもらうためにそういうのを主張しているわけです。そういうことであくまでも契約は12月1日以降です。我々としては試運転という期間は発注仕様書の中にそういうものは全部被控訴人の負担だということに明記してあるので、それは含まれないということなので、今その点だけです。今延べておりますけれども、これが今月の12月に新たな主張ということでありました。今裁判所のほうからは次回、2月1日になっていきますけれども、その時点ではその点に関しては双方から証拠書類等を揃えて主張、準備書面を出してくださいということで次回からまたその争点整理に入りますので、若干延びるのかなど。年度内がちょっと厳しい感じがしております。そこまでは引きずらないと思いますけれども、3月までにはちょっと終結というのはちょっと厳しいのかなという今考え方を持っております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。やはりこの問題が片づかないとやはり前に進めませんので、やはりその辺は慎重にうちが負けられないような形で頑張ってもらいたい。長くなればなるほどやはり裁判は東京ですので、その辺も金がかかることですので、できるだけ早目に終わらすようにしてもらいたいと思います。

2番目、竹富町鳩間島の漂着ごみ（発砲スチロール）を燃料化するプロジェクトがメディア等で報じられていますが、有人・無人島を多く抱える我が村においても非常に興味がある事業だと思いますが、村としての考えをお願いします。この提出したその日の新聞にいわゆる国から県に地域グリーンニューディール基金7億8,700万円が配分されたと。県としては特に離島については処理費用、海上輸送の処理費用等がか

さむからその方法は調査研究進めるということで新聞に載っておりますが、具体的に座間味村にもそういう県から話があったのか、あわせてお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

御質問のありました竹富町鳩間島の漂着ごみの燃料化については近年、八重山近海における発砲スチロールの漂着ごみが増加したため、その対策として海難防止協会と地元のNPO団体により平成21年から平成22年の間、試験的に実施しているようです。本村においては平成21年度国の事業で座間味島海岸を主に収集事業を実施いたしました。今後は、地域グリーンニューディール基金を活用し、無人島を含め海岸域で漂着ごみ収集事業を実施していく考えです。それで無人島含め、いろいろ県には要望しております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

今やっておりますのは、回収だけのほうですか。処理をどうするのか。いわゆる竹富はそれを機械を使ってそれを燃料にして、それをまた循環するという試験的な導入ですけれども、こういうのが我が座間味村でもそれがそのニューディール政策の中の基金の中で対応できるのか。将来、また国が民主党政権も何か、ニューディール政策をやるようなやらないような、そういう話もあるんですけれども、そのときのもし予算がついたとき、そういうシステムはできるのかどうか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

★テープが途中で切れています★

●。

○ ● （● ） ただいまの質問に関しては基金の計画づくりまで私のほうで携わってきたものですから、ちょっと産業振興課長がまだ2カ月で間もないということで、詳細については私のほうから回答いたします。この基金の活用につきましては、先ほど金額的なことも含めて中村秀克議員からお話がありましたけれども、配分額も決まっております。全国で100何十億円かの基金を持っておりまして、沖縄県では7億円程度の基金ということで、もう既に配分額も決まっております、それに対して村はこれ県が座間味島中心でしたけれども、無人島を含めてかなりの箇所て収集、それと収集したものを全部搬送する費用まで含めて、どの範囲でやるということを県のほうにすぐ計画書を出してあります。今の燃料化についてなんですが、この環境省がやっている事業とこの燃料の事業とは全く別の事業であります。八重山のほうなんですが、きのう竹富町にちょっと電話で問い合わせしたんですが、ほかの地域はかなり発砲スチロールの量がかかなり多いらしいですよ。我が村のほうも裏海岸の状況をいろいろ視察しましたけれども、発砲スチロールが少ないということではないんじゃないですが、発砲スチロールも流れてきてはいますけれども、極端に多いということではないです。あとは漁網とか、あとはプラスチックの破片とか、それと浮きとか、そういうものが非常に多いのかなということで、座間味だけではなくてほかの地域も混在しているごみを一括して収集して回収しているということ、平成21年度の事業で行っております。平成22年度以降についても

そのようなやり方で混在しているものも一括してやるということで、それでその中で県と保健所等の合同会議の中ではごみが非常にかさむということで、これを破碎するような機械が設置できないかというのが数カ所の市町村からの要望がありまして、今そこまではこの破碎機の取り扱いについては県は環境省のほうといろいろと照会をして、ぜひできれば実現をしたいというようなことまでお話を今しているところで、減量化についてはこの中に含まれるかどうかというのは、これからの議論になるということです。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。今、頭のほうのあるいはいわゆる試験的事業をあれが成功してそういう循環型リサイクルの見本になってくれば。あるいはだれか、いろいろ将来のためにもだれか派遣して勉強させてもらってもいいのではないかなということでもありますので、配分が決まっているんでしたらこれをぜひ有効に活用して、これもいわゆる島がきれいになれば観光にもつながりますので、その辺を十二分に活用してもらいたいと思います。

次、産業振興についてであります。観光立村をアピールする座間味村において近年の不況は観光事業に打撃を与えていますが、今後の対応についてお伺いします。これは先ほどの祐司議員からの質問で聞いているので、その中に書いているやつをあれしたいと思います。2月に産業まつりが行われるんですが、いわゆる年々規模も縮小、出品点数も減っている状況であります。それに対していわゆる今後、産業まつりをどう持っていこうかなという対策はやられていますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

2月の産業まつりについてですけれども、今年は普及所から指導員を呼んでやろうと思っています。また、この産業まつりについて、住民課と抱き合わせて福祉まつりも一緒に予定しております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

去った今年の2月からいわゆる会場を移しますよね。ターミナルに移したんですが、今回もそのような方針でいくんでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今回は総合センターのほうでやりたいと思っています。総合センターと福祉まつりには、その辺は会場の立案を検討して報告したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

今回も今年並みのものだったらちょっとクレーム。今回、開会前にいわゆるウォッチングのお客さんのレクチャーのために開会式がおくれましたね、だぶったものだから。それをやったら困るなということなんです。それでいわゆる規模が小さくなった、出品点数も減った、先ほど順之議員からもあったんですが、まず高齢化もあった。● いうのもあったんですが、根本的には農業をやっている方に今ごろ

本当だったらもう10月、11月ごろから2月にありますよと、つくってくださいというのをそういうのを今までやってきたかどうか。それをちょっと伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

確かに昨年までは年開けてから産業まつりの日にちを確かに決めておりました。今年からはもう産業まつりの日にちは決まっておりますので、2月11日の建国記念日にやる予定としておりますので、御協力よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

やはりこの農産物というのはいわゆる日が決まっていればそれに合わせたタイミング、つくる方がよくわかるはずですから、これは年開けてから1月からだったら全然間に合わないですね。それといわゆる出品者の希望であれば販売もできるようになっていますよね。販売してもいいということになっているんですが、出品点数も限られますね。一人何回までとか、けどこの方はもっとたくさんつくっているはずですが、出品点数以外に、そこで直売コーナーをつくって売りたい物を持ってきてくれというような形で、出品は脚立3つぐらいだけでも、もっと100も持っているよというんだったらそれを直売所をつくって売る。売る喜びを与えて、金になるんだなというようなことをやる。そういう方向もいいのではないかなと思います。それとこれは観光のあれにもあるんですが、何年か前かな、産業まつりで座間味のお膳ということで座間味の食材だけを使ってコンテストをして、その3位までに入った方はつくった方の了解を得てレシピを村に提供する。そのレシピを各宿泊所にお客さんにはその3品のうち必ず1品は必ず出すと。座間味村の非常にいい考え方だと私は思っていました。あれから何かその話も聞かないんですが、そのレシピとかは村にそれは提供されておりますか。それは活用しているところがあるのかちょっと伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この件につきましても調べてから、私にもわかりませんので調べてからお答えしたいと、後でお答えしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは非常にいいアイデアと思って期待をしていたんですが、何か全然話にも聞こえてきませんので、そういったのを活用して座間味がどこに行っても、この島のいわゆる特産品またはそれも地産地消になるわけですね。島の食材でいろいろ食べ物がつくられる。そういった観点でいわゆる先ほど農水産業と観光のリンクという話があったんですけども、リンクがちょっと難しいのはいわゆる夏場のお客さんが多い時期に農水産の水揚げとか、収穫が余りできない。今の冬場は野菜はたくさんあります。けど、観光客にそれを出すところがない。そこで阿佐の加工センターを今活用していく。あの大きい冷蔵庫、冷凍庫です。中身入っているのか、入っていないのか。けどあれは24時間ずっと回ってるんですよね。電気代でも三、四万円かかっていると思いますが、そういったのを加工していわゆる夏場のお客さんが多いときまで保存して、お客さんにそれを島の産物をこれは島で取れたものですよということで座間味のお膳にでも活用してできない

のか。加工センターの機械はいい機械はたくさんあります。ほとんど眠っています。なぜ活用しないのか。もう何年なりますか。その辺ちょっと回答いただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質問にお答えいたします。その前に先ほど日程の話が出ておりましたので、その辺も含めて話をさせていただきますが、新年度からの産業まつりだけではなくてイベント等を含めて、1年前から告知をして観光で来るお客さんに対して来やすい環境をつくる。あるいは農作物をつくる生産者の側に立った形で日程の公表というのは必要ではないかなということ、私と課長の皆さんと一緒に話をさせていただいておりますので、直近の来る産業まつりに対しては大変申しわけないんですが、それ以降のイベント等をまつりに関してできるだけ少しでも早く告知をしていきたいと思っておりますし、先ほどの加工品の話なんですけれども、私先月、東京に出張がございまして、ついでにアイランダーというイベントも見させていただきました。やはり生産物そのものを売るといのは非常に少ないですね。冷凍物であったり、あるいは加工品、加工した形でいわゆる付加価値をつけて物を売っているというのが非常に目立ったと。全国各地の特産品だったんですが、やはりそうあるべきではないかなと思います。冬に使ったものを加工して冷凍にする。夏に出すとか、夏に採れる魚類関係を加工して冬に出せるとか、そういう環境は非常に大切だと私も今回痛感しておりますので、先ほどの話に戻りますけれども、南部普及センターの指導等々、あるいはまた後で話が出てきますけれども、いろいろな講師を呼ぶなどして特産品の加工品という特産品の開発等もこれからは必要ではないかなということ、それをすることでさらにいわゆる阿佐にある施設の有効活用を図られるのではないかなというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

ありがとうございます。それといわゆる商工会も農業従事者をふやしていこうということで、いろいろな講師を呼んで、講習会等もいろいろやって市町村会も頑張っているみたいですから商工会とも連携、または水産業、漁協とも連携を取って、農業もまた先ほど言いました、農業委員8名いますから、農業委員も大いに活用してもらって、いわゆる観光とリンクした一次産業の活性化を図って、それで底上げをねらってもらいたいと思います。私の質問は以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前的一般質問は終わります。午後1時30分から再開します。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

午前に引き続きまして、一般質問を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

午後一番にこれから一般質問を行ってまいります。いろいろ午前中の質問で両宮里議員と質問が関連する部分も一つありますので、それに対してもお答えをいただきたい。

まず1番目に地域活力基盤創造交付金について、お聞きいたします。これはこの交付金というのは平成2

1年4月新設された国土交通省関係の交付金になっております。これはどういうものかといいますと、今年の4月から道路特定財源の一般化に伴い、地域活力基盤創造交付金というのが創設されておまして、これが各県、指定市のほうに配付されております。各県知事から各市町村のほうにもこの内容は文書送達されていると思うんですが、本村にはいつこの通達がなされたか。これは総務のほうでわかると思いますので、いつごろ来ているかちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

● 3番 金城善昇議員。

○ ● 3番（金城善昇議員）

平成21年4月30日付けで国土交通省の総合政策局長、道路局長から各都道府県の規約に出ているんですよ。これは最後の内部に下線部は都道府県知事の宛名に記載と書いてありますけれども、その中になお「管内市町村に対しても通知方お願いします」と知事のほうから来ているはずなんですよ、来ていないんですか。これは私インターネットで取ったんですけれども、はっきり言いますが座間味村は来ていない、この文書は。座間味村には沖縄県から届いていないんですか。これは受付は総務でやるはずですよ。だって、県知事は各市町村に通達しなさいということで書いてあります。これは座間味村が来ていないと。沖縄県から来ていないとなると、沖縄県知事に対して私どもは抗議しないといけないことになりますからね。

○ 議長（宮平秀保）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の質問に対して何かいろいろ総務課のほうで調べて進行できないと、私の持ち時間もなくなったら困りますので、これは後回しにして2番目にこれも沖縄県に関する件ですけれども、持続可能な観光地づくり支援事業について。事業の目的は市町村における自然環境の保全等に配慮した観光地づくりへの取り組みを支援することにより、沖縄観光の持続的発展を図ることを目的とすると。事業期間が平成20年度から平成21年度ですね。補助要件として事業の実施に際して地域住民の協力が得られる内容であること。観光振興、地域振興に寄与するとともに自然環境に配慮した事業であること等があります。それでこの事業内容がそういう内容で補助基準額の上限分が300万円。ソフト事業においては補助率が10分の10、ハードにおいては6分の5という内容になっておりますけれども、この事業によって座間味村はどういう事業を行いましたか。そこをちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

本村においては持続可能な観光地づくり支援事業については行ってはおりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは非常に奇妙なんですね。観光を推進しないといけない事情で、それもソフトのものだと10分の10、ハードのものだと6分の5が出る補助金なのにお金はないと、予算は組めませんと言いながら、こういう補助金を申請もしないということはどういうつもりで事業発展をさせないと、観光事業に対して発展させる必要はないという思いで、こういうやっているのか。それともほかに理由があったのか、これははっきり言って沖縄というのは観光企画課というところから文書もこれも来ているはずなんですよ。彼らはこういう補助金がありますよというのが各市町村に通達しますからね。これを見て、自分とは関係ないということで捨てたのか。どういう理由でこれを行っているのか。この辺をちょっと、村長は当時その担当でだったかどうかはわかりませんが、この事業がこういうふうにしてないがしろにされて2年間もらえるものももらわないと、やるべきことはあるけれどもお金がないからやりませんといいながら、こういうことを捨てるということ自体はこれは村民に対する背信行為というんですよ。その辺どう考えますか。ちょっとお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。私は6月から就任させていただいておりますが、その前は役場の職員でありましたので、多少その辺も含めて回答させていただきますが、私ははっきり今回の一般質問のこの事業があるということは認識しております。今年度のこの事業を使うか、あるいは前年度使わなかったのかという話になりますと、すぐは私は答えきれものではないんですが、おっしゃるように非常に10分の10という100%補助という事業というのは、この事業に限らず財政が厳しい本村にとっては非常に有効的な事業だと思っておりますし、観光事業だけでなくほかの事業も含めてそういう事業は積極的に探してでもやるべきだというふうに認識はしております。私も常々審議させていただいているいろいろと職員の皆さんには話をさせていただいているのは、常にアンテナを張り巡らして有利な事業を探してくるようにと。うちの村にとってどういう事業が必要なのか。その中でどういう補助率でどういう内容ができるのかというのをちゃんと精査した上で予算をどんどんぶんどってくれと、言葉はおかしいですけども、という話をさせていただいております。今回のこの持続可能な観光地づくり支援事業というものに関しましては、ちょっと見せていただきますと今年度で終了だということになっておりますので、大変申しわけないんですがこれはやっていない状況、先ほど課長が言ったとおりです。次年度以降に関しましては、本村にとって有利な、あるいは政策的に非常に必要な事業に関しましては、どんどん積極的に手を挙げて予算を獲得して事業を推進していきたいというふうに考えておりますので、この質問については元に戻りますが私は承知をしているということでございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これを村長の答弁で、● 出るものなんですけれども、私は前々から議会で申し上げているのはこういう資料とか、あるいはこれはだれのためにやるのかと。役場のためにやるものではありませんよ。住民のためにやるものですよ。住民の位置に目を持って行ってくださいよと、それを言っているのはそこなんです。情報をどんどん公開してくださいよ。この事業は市町村、観光協会、商工会、観光事業者と団体

でも出れる事業ですので、自分たちでやらなければならないではないですよ。こういう事業がありますよと商工会どうですか。観光業者はどうですかと、●ダイビング協会どうですかと。こういうので何かできませんかと、投げかけるだけでもいいわけですよ。こういうのを逆に言えば情報を得た時点でやってください。はっきりいって私も6月以前にこれを知っていれば私もなぜ申請しないかは言っていました。私もつい最近、これを入手したものですから、何々の事業をやっていますかと聞きました。観光課に電話したら残念ながら座間味村は2年間通達していますけど1件も申請はありませんということを言われました。もったいないですよ。600万円。だからこういうことが二度と起きないようにやってくださいよ。これはもう去ったことですからしょうがないから、これで終わりますけれども、今後は絶対こういうことがないようにお願いします。総務課長が帰ってきていますけれども、さっきの件はまだ調べ中ですか。

次にいきましょうね。防災無線についてということでもありますけれども、台風時等に現在の防災無線の機能で十分あると考えているのかどうかということですね。多分十分というふうには考えてはないのではないかなとは思いますが、一応行政のほうとして、この無線のあり方について考えをちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

それでは金城議員の質問にお答えします。村内の防災無線は御存じのように13カ所に設置をされていて、台風の前の接近の注意喚起とか、普段のお知らせなどに活用されております。ただ、これも設置から長い年月が経過してしまっていて、度々故障が行っております。住民のほうからもどここのスピーカーが鳴っていないよとか、そういう指摘をかなり受けることを多くなってきております。このようなことから考えますと御質問にあります無線の機能については十分ではないというふうに考えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ただ、これが古いとか、新しいとかという問題ではないですよ、私が聞きたいのは。私はわざわざこれに書いてあるんですよ。台風時等に。台風のととき皆さんはどうします。窓開けっ放しですか。閉めますよね。無線が鳴っても聞こえないですよ。暴風ですから台風が接近しています。危ないです。地震が来てます。危ないですと言ったとところで聞こえませんよ。台風はすぐそこまで来ています、危ないです。早く避難してくださいと言っても聞こえませんよこれは。私が言いたいのはそこなんです。古い、新しいではないんですよ。きのうみたいに北風が強いと防災無線で北側にいる人は全く聞こえないですよ。ましては今はアルミサッシで、冬は寒いからアルミサッシを入れますよね。夏はクーラーかけていますから逃げないように閉めますよね。外でいくら放送しても聞こえないんですよ。だから無線のあり方、逆に言えばそういう状況を外にいる人は聞こえるけれども、家の中にいる人は聞こえませんよということですよ。ですから昔あった親子の●情報みたいな感じで設置ができないか、そういう防災関係の予算はどこからか引っ張ってこれないか。実際にこれ私ほどことはいいませんが、知っていますが言わないんですが90%補助で全世帯にやっているところがあるんですよ、実際に。それで●都市かな、これが古くなって回収して2回目です。これも90%補助です。こういうこともあります。皆さんもちょっとそういうところを調べてちゃんと「ああ、つけたら金がかかる」ではないんですよ。利便性とかあるでしょう。聞こえなかったよ。私は船が出ない時の朝聞き逃したとき何の放送でしたかといちいち聞いているわけですよ。これが緊急時だったら聞き直しはききませんよ。ですからそういう面も含めて、先ほどの中村議員が火災報知器の問題も取り上げておりました

けれども、同じようにこういうものが引っ張ってこれないだろうかと行政のほうは、私も一生懸命調べますよ。これが終わってからどこがもっているか教えますから。そこに行って方法を聞いてきてください。3カ所ありますからね、実際やっているところは。沖縄県内で。私は直接電話を入れて聞きました、同じ議員なので。小さい島ではないので何万人という島ですからそういうところもありますので、その辺を勉強して進めて安全のためにもやるようにしてください。ユビキタスの問題は私が前に言ったのはそこなんです。逆にこっちに万歩計をつけて歩いて、数名の人間のデータを取る事業よりは、こういうものに特化できないかというのが私のユビキタスの問題● だと思いますよ。それについてちょっと村長。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。確かに安心安全なまちづくりあるいは村づくりというのは本当に必要なことだと思っております。私が何年前にも防災担当をさせていただいておりましたので、そのときにも少しかじらせていただいたんですが、新潟中越の地震等々ございまして、日本本土のほうの市町村では防災無線を強化しているというところは結構あるというふうに認識しております。その中でその防災無線に関してはデジタル化されておりますね。座間味村の場合は昭和40年、50年ですか、今の防災無線が設置されておまして、これはアナログでございまして、アナログからデジタル化にしないといけない。あるいは国民保護法関連、J-ALERT、緊急速報的なのを含めて、●全国瞬時警報システム（j-ALERT）といいますけれども、そのJ-ALERTも受信できるような形でのデジタルの施設にしないといけない。そうすれば個別に各家庭にそういう放送を、スピーカーといいますか、置くこともできるというふうに認識しておまして、見積もり等々も取っております。ちょっと補助率等は忘れちゃったけれども、そういう補助があるというのは認識はさせていただいておまして、この件に関しては実際に私も強く感じておりますので、財政の話がされるとまた怒られてしまいますけれども、もちろん財政も含めて勘案しながらできるだけ早い時期に取り組めるように、担当もその旨一生懸命頑張っているところもありまして、担当課のそういう話を聞いています。実際、デジタル化の話は政権が変わってしまったので凍結されているところもあるんですが、本来であれば今年度中にデジタル化だけは全部終了する予定だったのですが、ちょっと事業仕分けといいますか、予算の凍結で3,000万円のところが300万円ほどの予算に圧縮されたものですから、今年度に関してはJ-ALERTが受信できるシステムは取り組むことになっています。順次できる範囲の中でできるだけ早目に安心安全な村づくりができるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に前向きにそれを実施していこうということでありますので、予算関係でかなり圧縮されているというのであれば、逆に議員も行政も一緒になって国会議員やら県会議員やら使って予算100%獲得するように働きかけてください。これは前向きにできるようにしてください。

次に、議会中継について。議会議事内容の広報のあり方が現在のままで十分であると考えておられるのかどうか、インターネットとホームページと広報のほうにちょこちょこ載っていますよね。そのまま今のままで議事録が何カ月後に来たのを見てくださいよ。でいいのかどうか、その辺をどう考えられているのか。ちょっと考えをお聞きしてよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。今金城議員がおっしゃったとおり、今議会の議事録とか、一般質問の内容等については村のホームページのほうに登載をさせていただいておりますが、御質問にありますこの広報のあり方についてなんですが、村としてはやはり執行部だけで考えるものではないのではないかとこのように思っております。こういうさらに広く情報を発信するという方法については、やはりその他の議会議員の皆さんには意見も聞きながらよりよい方法があれば、それは積極的に取り入れていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、世の中は裁判問題とかいろいろな問題で法務省● 取り調べは可視化しなさいという話が強くなっていますけれども、座間味村は傍聴者が全然いないということで、何か秘密会議みたいになっているのではないかなとそう思っているんですよ。これはなぜかといいますとここで議員と皆さんいますよね、課長。議会が終わりますよね、この内容というのはきょうは教育のために3名の職員が審議教育としておりますけれども、普段はおりませんよね。ということはここで話し合われたことは、課長補佐以下だれも何もわからないわけです。多分、何か問題があるときには課長が課長補佐にこれを調べろ、あれを調べろという指示はすると思います。でも内容はわからないんですよ、はっきりいって。課長はどういう考え方をしているかわからないわけですよね。議員がどういう考え方をしているのかわからないですよ。それで私どもは議員の中では前からビデオとか、DVDですよ。録音もいいですけども、これを質問者と返答する人、両方に切り替えができればいいのではないですか。DVDをとった後で職員が勉強すればいいわけですから、勉強もできるわけですよ、後で見て、「この人は何を言いたんだ」と、「課長はどういう返事したんだ」と。そうすると職員同士でどうしようかと勉強会でもやったらどうですか。今、議員というのは非常に恐ろしい立場でいると私は見ているんですよ。私らの顔を見るとびくびくしますから、何を考えているかわからない。こういうものからしてどういう内容でやっているんだというものを、ちゃんと村民に対しても、「では第何回の議会を傍聴いけなかったけれども、この様子を見たいからと言え貸し出しできるのはそれがいいんですよ。いつでも見れるようにすればいいですよ。それを私はこれを提案したら、これはなぜかと言いますと単なる市は入っていないで、市が入っていない町村ですね。町村だけの問題になります。30町村あって、この沖縄県からもらった資料であります30町村でありまして、その中の中継といいますか、こういうのをやっているのは12件です。そのうちライブ、直接見られるようにやっているところもよくあるんですよ。それが12のうちの10件ですね。ところがその辺のところを全部調べてみますと、ライブでやるのは中継のものだけ金がかかりすぎて見ているのはあまり見ないと。沖縄県の場合はすぐ見ますよね、各課でテレビで議会中継やっていますよね、見るのはお金かかったらみんな見てるのは少ないよということなんですよ。ずっと流れっぱなしですから、後で見るのはなかなかいないと。各実施しているところの議会に聞いてみますと、逆にデジタルカメラ、それ1台さえあればオーケーではないですか。あとはDVDと、今からどんどん安くなるんですけども、テレビを買えばいつでも見れるようにしたらいいのではないですかと。20万円以内でおさめますよと。与那原町が300万円かかって見る人が半分もいないと、だから余りにも役に立たないということらしいですよ。だからそういうこともありますので、きょう● ありますけれども、この仕事あったはずですよ。これをこう後で●課長補佐以下みんなでテレビの前で見て、議員が何を言おうとしているんだ、村長はどう考えているんだ、課長はどう考えているんだということがわかるようにしないと、言葉ではわかりませんよ。映像を見て自分で判断させる。勉強会させる、こういう方向をできますので。これも今年、局長、3月には予算につけるようにしてくださいね。これはお願いします本当。これは

お互い緊張しますよ、はっきりいいますけれども、残りますから、確実に。いい加減な答えも皆さんできません。私たちもいい加減な質問できないですよ。お互いに勉強しないと、今まで議事録が残るだけだったからいいですけども、説明できないからちょっと休憩入れて説明しますけれども、こんなできませんよ今から。その分だけみんな勉強しないとイケませんので、これはぜひ3月の予算で組めるか、局長と話して、これについてどう思いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいます。確かに情報の透明性といいますか、公開といういろいろなことからしますと、こういう会議、議会というのはいろいろな方に知っていただくというのは非常に必要なことだというふうに考えています。研修という形ではありますが、もちろん職務の一環として若い者に来ていただいておりますが、私たちからのサイドからすると情報の共有というところ、あるいは議会事務局サイドから言うと、情報の公開という両方の側面があると思います。前回の議会での調査費の話もございましたが、これは私たち執行部だけの問題というふうにとらえておりませんので、事務局側と私たち執行部側と話し合いをちゃんとして予算に反映ができるのかどうか、どういう資金でやっていくのかどうかというのも含めて、これから早速●問い合わせをして検討させていただきたいというふうに思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前向きにやっていただきます。私たちが議員をやっている間にそれが実現できますようにお願いします。それと次、5番沖繩振興特別措置法第90条から第94条について伺いますということなんですが、沖繩振興特別措置法というのは皆さんご存じだと思うんですが、この90条からというのはどういうのがあるかといいますと、第6章89条からありますけれども、今89条は医療の問題ですのでこれは座間味村は医療は確実になされておりますので、これはいたしません90条からは交通、観光、教育ということで小学校、中学校の特殊●事情を考慮して教育の充実を目指しますという文言者は沖繩振興特別措置法の中でありませけれども、今実際にそれに加入して活用した事業というのはどういうものを行っておりますか。これをちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

私のほうからは総務課で関連する部分だけをお話しさせていただきますけれども、沖振法の中の93、94条に税の特例がうたわれております。例えば93条ですと、減価償却の特例ということで離島地域内においての旅館業を行う場合の特例措置法を適用するということと、94条でいいますと固定資産税の家屋になるんでしょうかね、その減免措置があるを適用することができると税法の6条を適用することができるというふうにうたわれておりますが、もちろんこれについてはやはり条例の制定が条件になっております。しかしながら、本村においては沖振法に基づいて条例の制定はこれまでされておられません。そういうことからいきますと、その沖振法に基づく沖繩に関する特例措置は本村においてはされていないというふうに認識しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに今沖振法に対してということで聞いておりますけれども、離島振興法というのがありますよね。これは沖振法とまた関係ないですか。昭和28年7月に法律ができたものですが、この沖振法の93、94条が全く似ているんですよ。沖振法というのは93条というのと離島振興法、これは法律ですね。これに地方債の配慮とかあるんですけども、税金の離島における税金のあり方、●あるということですね。これは皆さんは御存じでしたか。これは多分、皆さん知らなかったんじゃないかなと思うんです。これは先ほど課長が答えの中にもありました。後に出てくる税の改正のあれの中でもそうなんですけれども、税法の中でこれは特別に固定資産税等を免税したり、●に措置をするというあれがどこにもないんですよ。今までうちの条例は、ということは条例をつかった人たちは今まで一切知らないということですよ。それによって固定資産税の免除、もしくは減額される分に関して観光施設ですから民宿とかつかった、改造した。これ一切、何の特典も受けていないということですよ。法律をちゃんとやりなさいと、それでもしそれで固定資産税をやった場合にはその分を国が負担しますよと、交付税でどんどん入れますよという法律なんです、これ。一切行われていないというのは単なる勉強不足なのか。意図的なのか。これは変な話ですよ、はっきりいいますけれども。これは沖振法だけでやられると思うんですけども、かなりありますよ。平成12年度からやられている分ですけどもね、これ。離島だけではっきりいって平成20年度までに3億4,242万3,000円、これは旅館業ですよ、沖縄県の離島において。これは平成20年度の資料ですけども、与那国町で2件で738万9,000円、渡名喜村で2件13万3,000円、渡嘉敷村1件17万9,000円、竹富町3件213万5,000円、宮古島市6件99万1,000円、こういうのが多々あるんですよ。座間味村ははっきりいって1件もないということは、情けない話なんですよ。渡嘉敷村やっていますよ。減免は、はっきりいいますけれども、建物を建ててやったらはっきり言って苦しいわけですよ。固定資産税もかなり出ますから、減免とかやったからと言っても、村が損をするわけではないですよ。その部分は申請をすればちゃんと戻ってくるわけですよ。だからこうものをちゃんとして上げないとかなり村民に対して利益を失わさせているわけですよ、はっきりいまして。かなり大きいですよ。住宅を取得したときに5年間減税されていますよね。全く同じ5年間ですから、残って100万円の人が50万円半額だけやりますよと言ったら残りの50万円は入ってくるわけですから、徴収率は守りますよ、はっきりいって。お金がないで払えないんだったらその分減免して、これは国との問題ですから徴収率が上がるでしょう、違いますか。こういう大事な大事な法律というのは、皆さんこれしっかりと勉強しておかないと、ちょっとした物を調べたらすぐわかりますよ。これは全部はっきりいいますけれども、沖縄県からもらった資料ですけども、こういうのはありませんか。役場のほうがやったらもっと簡単に調べられますよ。この離島振興法の中身も船とか、子供たちのために寄与するために何をやりますか。これは高校行って、北部は名護に伊江島、伊平屋、伊是名の子供たちが学校に高校に来るために向こうに寮があるんですよ、名護のほうに。彼らはそれを利用しています。南部市町村は離島市町村は何をすべきか。一つも使っていないということは、全く視点に立っていないという、子供たちは自分たちで那覇に行って、家借りて育つものだと思っていますよ。違うんですよ。みんなで離島の市町村長が集まってやれば、そういうものに対しても親の負担も減らせるということですよ。そういうものがあるんだったらこれは民間よりは確実に役場のほうには要望が入ってきているわけですから、それを自分たちのものとしなくてほっておくからこういう結果が生まれるわけですよ。過ぎてしまったら終わりなんですよ。離島振興法に関してははっきりいいますけれども、平成24年までだと思えますけれども、これは早目に後に出てくる条例の中ではこれはうたわれていませんので、これは考えて。逆に3月にもう一回出し直しするか、これを引っ込めて、やるしかないですよ、これ。今から逆に最近つくった人たちが対象になるはずですよ。つくったときから5年間という有効期限がありますから、これを申請でき

るように一人でも多くそういう。これまでやっていなかったから今さらと言われることもあるかもしれない。しかし、そうではないということです。今のうちにやって、気がついたときにやらないと村長も代わっているのに、また同じかと言われるたら代わる必要もないですよ。そういうことがあるということよ。これは直ちに調べてください。自主的にちゃんと必要ですから上げますよ。コピーしてください。これは沖縄県は企画部の地域離島課でやっております。これに対して、条例の改正をやる意思があるかどうか、ちょっと村長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この沖振法に関しましては私も前から知っている法律でございます。条例の改正についてやる意思があるかどうかということに関しましては、慎重に対応させていただきたいというふうに思っています。まずもう一度勉強し直さないといけないというのがひとつ。それから過去にさかのぼれるかどうか、自分たちも勉強したいというのがありますし、これをやることによって先ほどの遡ることができるかどうかというこの結果にもよるとは思うんですけども、均一な課税になってしまわないかどうかというのも含めて検討させていただくといえますか、勉強させていただく。それで例えば関係機関等とも調整させていただいて、不公平感のない税というのは公平、公正だというのが大前提でございますので、その大前提を犯すようなことがあってはいけないと思いますので、それをまず中心に控えておいて検討をさせていただきたい。次回のなんかしらの会合のときにでも皆様に、私なりの考えの話をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長、慎重に慎重に。慎重にする間にこの● は終わりますよ。均一の措置をすることもオーケーだというふうな実情にあるわけですから、それを物をよく考えてやらないと平成12年からありますけれども、平成12年から適用されるものではありませんよ、これは。できたときからの5年間ですから新設されてから5年間の間と言っていますから、その辺は早目にやらないと条例を変えました。期限は終わってましたでは話にはなりませんよこれは。離島振興法というのは昔からあるわけですから、これは沖振法の以前からあるわけですからね。その辺も考えてもらわないといかないですよ。これがないとほとんど意味がない。さっき交通の面を私ちょっと調べただけでも、これは悔しいのがなぜか沖振法の中にあまり詳しく書いてないんですが、交通のあれで離島とかに、そういうものにいろいろ補助しなければならないとは書いてあるけれども、総合事務局も言葉を濁してはっきり言えないんですけども、こういう例えば航路補助というのがありますよね。それ以外にもあるんですね。一般予算の中で船体をつくる時には補助するというのが多々あるはずなんですよ。これを我が村はどういうのか知らないけれども、離島振興協議会、●船の、●そこからお金が入って、多額な利子を払っているという状況ですので、全額。こういうのもあるので逆に沖振法を生かして、5年に1回ですか、オーバーフォールする金も余分に引っ張り出してくる方法を考えてくださいよ。あの分だけ赤字になるわけですから、あれがなければ赤字にならないわけですから。それも引っ張り出し直してください。これに関してはまだ、一番目の問題に関しまして来ていますか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

地域活力基盤創造交付金事業についてですけれども、この事業はどのような事業を中心に整備を支援する事業かではありますが、現在のところは活用の計画はありません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは道路だけに対してものではないですよ、はっきりいいますけれども。こういう予備がついているんですよ。この中にこの予備が入っているんですよ。地域活力基盤創造交付金について、効果促進事業のメニューにやられているのであって、この中には無電柱化、コミュニティバス、モノレール車両の購入、バス停や電停の屋根、待合所の整備とか、離島航路の船舶の建造・改良、省エネ化、バリアフリー化、先ほどこれは宮里祐司議員から出ましたけれども、観光案内の方法、観光案内情報板の整備というのがあります。私前から考えてやったんですが、先ほどこれは電子化できれば一番いいですよ。これは韓国の情報案内情報板をテレビか何かで見たことがあります。タッチパネル式ですね。自分が行きたい所、各国の言葉、文字で全部出ますよ。空港とか、バス停に全てあります。こういうものを事業化していくと。これは沖縄県との絡みもありますので、空港から。例えばとまりんで阿嘉島に行くにはどうやって行ったらいいか、座間味島に行くためにはどうやって行っていいかと、そういう案内板の設置とか、デジタルが出てくる。対象ですよとちゃんと書いてあるんですね。これで来ていなかったらただ道路の話ということになりますので、防犯灯、防犯カメラの整備というのもありますよ。防犯灯ですからホットライトなんか、それはいいんじゃないですか、ホットライトは防犯になりますよ。観光客も夜は暗いからホットライトがあれば安全ではないですか。そういうものに生かす方法というか、これが来たらこういうものはメニューをどんどん使ってください。役場で手が上がるようでしたら民間に団体とかいうものをこういうものにあるだけけれども、皆さんで計画づくりしてくれませんか。役場に何かせいではないですよ、民間は逆に情報があれば民間は自分たちでやりますという。こういうのがあるからではどこにどう申請したらいいか。申請の書類はつくっておきますから申請者をお願いしますよでいいわけですよ。こういうのは今は幾らでもできる。できる人たちがいますので、総務課長は1日中これを探させて、見ない間に終わろう。これに対してはとにかく早目にやって、この中のメニューの一つでも使えないかどうか、お答えしてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。金城議員のおっしゃるとおり、地域活力基盤創造交付金、すみません。私は文書はまだ見ていないんですが、各種勉強会でやったりとか、ちょっと自分で調べたりとかということで、あらあらで承知をしておりました。先ほども話をされていたように道路特定財源を一般財源化をすることによって、出てきたお金を活用して創設したのがこの事業だということもわかっておりますし、先ほどおっしゃったように船舶であったりとか、道路だけではなくていろいろなメニューに使えるんだということも承知をしております。承知はしているんですが、細かいところまだ勉強しておりませんので、実際おっしゃるような何に使えるのかというのを勉強したいというのがひとつ。これは国から各都道府県に一定の額が配分されているそうで、その中から県が優先順位をつけていくということもありますので、その優先順位を上位に私らが持つ

ていくためにはどういうふうなメニューを一生懸命精査しないといけないかという問題もございます。その辺を勘案しながら、おっしゃるようないい事業をできるだけ高い保有率だったかと思いますので、取り入れられればというふうには考えております。詳細につきましては、またしばらく勉強させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おっしゃるとおりとにかく一番上位に行く方法というのは早く情報をもらって、早く提出することです。みんなが提出した後にやろうとしても遅いですよ。いろいろなこういうものを生かすためには、さっきの議会のあれにしても、もう気がついたときには早くやってください。だから同じ質問が私が3月にやった質問がまた宮里議員からこんなして出てくるわけですよ。3月に村長はまだそのときでは行政の中にいるから、議会では村長は聞いているけれども、わからないわけですよ。だから同じようになってしまうということがあるので、こういうものも気がついたときにはそういうことにかわるんだという。さっき協議会の話がありましたでしょう。あれも3月にやったばかりでしたよ。● ということで、早目早目に動くようにしてください。これについては終わります。

9月定例会での一般質問の1、3、4についてということで、これはもうはっきりいって進捗状況という形で利用したいと思っておりますので、船舶運営改善委員会設置についてという、2年余り。そのときの進捗状況をちょっと、公営企業課長。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまの金城議員の9月時点の提案がありまして、これについてお答えしたいと思います。まず1点目検討委員会の設置、2点目が船舶●、3点目が船客の予約と実績について。それがもう3回、4回になりますかね、大変申しわけないけれどもその状況ということでお答えしたいと思います。大変、金城議員には申しわけないと思っておりますけれども、今回の12月25日にこの委員会設置への第1回の会議を開催したときに、その中で先ほども3回、4回も質問されていますから重点事業として、優先に第1回目から検討して、25日に開催するんですけれども、また1月に。25日に宿題を与えて、1月に本格的な会議を開催したいと思います。25日は辞令交付等で開催したいと思います。これ3点、その内容で今、早急に次年度の計画に向けて、取り入れながらやっていきたいと思っております。大変遅れて申しわけございませんでした。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前回のときに、私はメンバーは専門家が入っていますかという質問をしておりますけれども、業者であったりとか、課長からもらった資料の中でJTB、OTSとか、●近畿とかJALツアーズとかいろいろありますけれども、そういう旅行業の卓越した人、法的なものとかを知っている人もメンバーには入っているんですか。それとも村内の人たちだけでそれをやろうとしているの。そういうことを教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまの質問にお答えします。まず10名の委員の方々、そのうちの区長を代表として1人、それから

商工会1人、ダイビング、民宿から5名、総務の村のほうから調整監1人、船長も入っています。その中にもう1人として、旅行業者1名というふうに入っています。事務局としては公営企業化、那覇出張所の所長も入れて、船舶のほうの方で対応したいと、合計10名の委員です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

旅行業者というのは、これはどこかの所長とか、そういう感じですか。それとも個人的に旅行業をやっている人ですか。会社で定款とかそういうものを携われる人ですか。見れる人なんですかどうか、その辺をちょっと教えてもらっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまの質問、旅行業者というのは21株式の方を一応案としてやっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が前にも言ったのは、本当の意味でプロは入れないとだめですよというのは、キャンセルとかの日にちを決めたりとか、対処方法というのは本当のプロでないとできないですよこれは。ダイビング業者5名分入れてやれるものではないですよ。私が言っているのは、船の運営の改善ですよ。運営の改善方法と言っているんですよ。予約にしても何にしても、専門家というのはそういう意味なんですよ。内地から来る旅行者にも対応できるような、キャンセル方法を知っている人でないと、対処する方法を知っている人ではないとだめですよ、はっきりいいまして。21・ごまみにそんなプロは私はいると思いません。区長にもいると思いませんよ。だから村内だけではだめですよ私は何回も同じことを言っていますよ。村内だけで絶対出来ないよ。外と駆け引きしないといけないんだから。また寄せ集めでああでもない、こうでもない自分のわがままで言って終わりですよ、この会議は。前に進みませんよ。本当にプロ、この中に今おっしゃっているメンバーの中に本当の旅行業のプロというのは私は一人もいるとは認めませんよ。寄り合いで話をしてやるだけのものではないですよ。外から座間味を見れる人。そういう人を入れなさいと言っているわけですよ。何回も同じことの繰り返しですか。それでは話にならないでしょう。例えば先ほど課長からもらいました資料の中にもあるんですけども、予約はしたけれども本当に乗ったかというのは、例えば4月26日78名を予約、切符買った人はゼロ、そういうのもあるんですね。これでは話にならないわけですよ。こういうときにどうするか対処はできないでしょう、できますか。ダイビング業者は。ダイビング業者は入れるなどは言っていないですよ。必要ですから。ただし、こういうものに対してプロかということですよ、はっきりいって。これがないとプロではないと対応できないから言っているわけですよ私は。これを見たらほとんど予約した人がすべて買っている人はほとんどいないです。だから買わないからその当日に発券したら数が非常に少ない。だから乗船率が非常に下がっていますよ、はっきりいって。ドタキャンですから。169名予約が142名とか、そんなものですよ。そういうときにそういう人たちが即日でもいいし、一般の予約がもっと取れるようにするためにはどうしたほうがいいかという、そういう考えも持っている人が一緒にならないと前には進みませんよということですよ。だからプロを入れてくださいと、そういうものに対する不安を持っている人たちは。島内でやったらお互いのわがままだけしか言いませんよ。自分たちの都合しか、それだったら余計始末に負えませんよこれは。早目に第1回やってもいいですけども、その後早目にやっても

らわないと。ちゃんとしたものを、来年のやがてゴールデンウィークあきますよ。

3番緊急雇用創出事業、何を申請したか。4番は執行部からの提案の部分の補正予算の中でやりますから、4番についてはいいですか、緊急雇用創出事業の何を申請したかだけ教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今現在、平成20年度の実施に向けて調整しております。内容としてはビーチの清掃、村道の清掃などを予定しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

金額的に幾らぐらい予定していますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

金額的に平成22年度は720万円予定しています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

長い間お騒がせしました。そういうものは逆にすぐ答えられるように、その文書は一番目のものに関しては早目に検討してくださいね。そうしないと3月に影響しますので、以上終わります。

○ 議長（宮平秀保）

5分間休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

続きまして、8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

一般質問をやりたいと思います。簡易水道施設整備についてでございますけれども、本村の水問題は大きな課題があります。これを解消するには、村としましてどのような計画をしているのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。御質問の今後の計画について、緊急対策として雨水に左右されない配水管装置による予備水源を導入して、導入する施設が望ましいというふうに考えております。今後の計画としては新たな水源開発や既存の施設の改修を含め、全系統の再構築や統合認可を含めた水道ビジョンを作成し、国庫補助事業等の歳出に向けて、変更認可、事業評価を行い、料金整備に早急に取り組んでいく考えてございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この事業につきましては、淡水化をここのほうに入れまして、この今のダムとブレーンでやるという意味ですよね。これにつきましては補助の対象にやっているものなのか。それともリース、● プラント、専門的な言葉でいいますとプラントでございますけれども、これをやりながらこれらの事業を進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

お答えしたいと思います。今回導入しようとしている淡水化装置ですね、これを導入しながら同時にそういう認可事業、事業評価等も同時に進めながら最終的に県の国庫事業に乗せて事業を並行に進めていきたいと思っています。その中に認可とか評価は後でまた、予算の絡みもありますので、それが発生すると思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

やはり補助事業を対象にやるときには、変更認可というのが一番真っ先でございます。今、こちらの簡水の補正を見ても、変更認可の計上が何も無いわけですが、これが先にやらないとあれも終わり。これは認可もやらないで工事はだめなんですかね。だから例えばそのほうにウタハ堰の測量とか、130万円あるんですけども、これとの変更してでも認可から先に。認可というのは五、六カ月かかるんですよ。この変更認可をやるには。それからやった場合には平成21年、22年の1月からしても6月ぐらいかかるんですよ。その間というのは今、水が不足だから淡水化事業のこの機械を入れても、その間の補助の申請が終わるまでというのはそれがプラントとして、リースとして借りなければいけないですね。そういったものにおいて、何でも水道事業をするには補助をもらうには一番認可が先なんです。この施設なんかは今は後からでもいいですよ。だから認可事業がやらないと、この計画はだめなんです。こちらの予算を見た場合は、だから今ウタハ堰のそこに測量業務が130万円あるんですが、これはどうにか後で回してもいいですから、認可から先にやらないと仕事がだめですよ。何でもこのように下から非常におもしろいと思うんですけども、何でも認可が先なんです。認可をやらないと今みたいにリースをやって、これを返すものだったらそれでいいですよ。認可やらなくても。だけどそれを後で補助の対象に持ってくるには、認可をやらないと補助つきませんよ絶対。だからそのようにしてどのように考えていますか、もう一度お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

同時進行しながらできるだけ認可を先にいただいてやろうということで、県の指導を仰ぎながらそういうふうにも進めていきたいというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

私が言うのは、県の指導とかそういったのはやはり認可先ということは県はよくわかりますから専門ですから、だけど私が言うのは補正が上がっていない。金が上がっていないのにどうして認可ができますかと今

言っているわけなんです。だからこの今みたいにウタハの設計のものがあありますね。これは後回しにしても、これを先にやらないとだめですよと言うんですよ。金がないのに認可できませんよ絶対。だから一日も早くやらないと、これから今やってでもこの5カ月ぐらいかかるんですね。平成22年ごろにこの補助対象を打てば、認可が終わったら補助対象は入ってくると思いますよ。やった場合にはそれでも1年間はその完成の機械を入れた場合にはリースでやらないといかないわけですね。プラントの対応をしないといかない。そのときにおいては月何十万円か多分来ると言うんですよ、月々。補助があればその代わりに引いたものは補助に持ってくると思うんですけども、だからとにかく何でもいいですから、本当に一番先なのは認可ですから、この予算のうちから何かを入れかえてでも認可を先にしてください。余りまた私は言いません。これで終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

●これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第46号から議案第51号までの議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案第46号から提案させていただきます。

議案第46号

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成21年度座間味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,353,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
●9 地方交付税		772,992	27,004	799,996
	1 地方交付税	772,992	27,004	799,996
●12 国庫支出金		119,197	5,074	124,271
	1 国庫負担金	6,001	683	6,684
	2 国庫補助金	110,403	2,501	112,904
	3 国庫委託金	2,793	1,890	4,683
●13 県支出金		55,349	586	55,935
	1 県負担金	10,500	586	11,086
●15 寄附金		1,501	1,800	3,301
	1 寄附金	1,501	1,800	3,301
●16 繰入金		22,971	14,057	37,028
	2 基金繰入金	22,970	14,057	37,027
●17 繰越金		116,933	1,492	118,425
	1 繰越金	116,933	1,492	118,425
歳入合計		1,303,397	50,013	1,353,410

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		257,148	9,739	266,887
	1 総務管理費	224,488	7,143	231,631
	2 徴税費	17,945	706	18,651
	4 選挙費	5,118	1,890	7,008
3 民生費		125,103	1,505	126,608
	1 社会福祉費	111,789	2,322	114,111
	2 児童福祉費	13,312	△817	12,495
4 衛生費		170,398	33,884	204,282
	1 保健衛生費	119,901	34,944	154,845
	2 清掃費	50,497	△1,060	49,437

款	項	補正前予算額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		78,693	△618	78,075
	2 林 業 費	26,779	△1,150	25,629
	3 水 産 業 費	24,419	532	24,951
7 商 工 費		21,361	63	21,424
	1 商 工 費	21,361	63	21,424
8 土 木 費		144,969	1,290	146,259
	1 土 木 管 理 費	10,547	93	10,640
	2 道 路 橋 り よ う 費	50,863	960	51,823
	4 港 湾 費	11,192	237	11,429
9 消 防 費		8,928	3,850	12,778
	1 消 防 費	8,928	3,850	12,778
10 教 育 費		183,337	300	183,637
	1 教 育 総 務 費	83,432	300	83,732
歳 出 合 計		1,303,397	50,013	1,353,410

内容につきましては、先だつて行われました全員協議会で御説明申し上げましたので、割愛をさせていただきたいと思います。

議案第47号

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,161千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年12月18日

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 国庫支出金		60,299	41	60,340
	1 国庫負担金	39,513	41	39,554
7 県支出金		11,113	41	11,154
	1 県負担金	550	41	591
9 共同事業交付金		18,911	5,079	23,990
	1 共同事業交付金	18,911	5,079	23,990
歳入合計		163,079	5,161	168,240

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
7 共同事業拠出金		19,620	5,161	24,781
	1 共同事業拠出金	19,620	5,161	24,781
歳出合計		163,079	5,161	168,240

こちらにつきましても、詳細は先だって行われました全員協議会での説明をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第48号

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成21年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表「歳入歳出補正予算」による。

平成21年12月18日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		92,966	33,067	126,033
	1 繰入金	92,966	33,067	126,033
歳入合計		180,151	33,067	213,218

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		105,316	20,067	125,383
	1 営業費	105,316	20,067	125,383
2 公債費		59,170	13,000	72,170
	1 公債費	59,170	13,000	72,170
歳出合計		180,151	33,067	213,218

これも、詳細につきましては先だって行われました全員協議会で説明をさせていただきました。

議案第49号

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表「歳入歳出補正予算」による。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰入金		20,899	532	21,431
	1 繰入金	20,899	532	21,431
6 繰越金		1	531	332
	1 繰越金	1	531	332
歳入合計		26,850	863	27,713

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		14,781	863	15,644
	1 漁業集落排水事業費	14,781	863	15,644
歳出合計		26,850	863	27,713

議案第50号

平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ590,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成21年12月18日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事業収入		581,009	9,376	590,385
	1 運航収入	568,344	6,621	574,965
	2 営業収益	2,001	2,755	4,756
歳入合計		581,014	9,376	590,390

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 運航費用		356,545	6,207	362,752
	9 船費	209,639	6,207	215,846
2 営業費用		122,804	3,169	125,973
	3 船舶備船料	56,646	710	57,356
	5 店費	62,734	2,459	65,193
歳出合計		581,014	9,376	590,390

議案第51号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例（昭和58年条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

税条例は総務省又は都道府県が作成している市町村税条例（準則）を基に一部改正をしているが、条例の制定から長い年月が経過しており、また多くの条文から構成され●たことから準則に規定されている内容との差異が生じ、準則に沿った形での改正が困難な状況となっていることから、条例の一部を改正する必要があり、議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第46号 平成21年度座間味村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。
これから質疑を行います。

5番 金城英雄議員。

○ 5番(金城英雄議員)

二、三点伺います。15ページ、一般管理費ですが旅費の件について伺います。特別職の県外旅費と一般職普通旅費、それから16ページの旅費の一般と書かれているのがありますが、県外旅費というのは全体協議の中で総務課長のほうから説明を受けましたが、これは村長がかしまを運航していくときの県外への旅費と聞いていますが、このかしまを運航しに行くときの船員、つまり回航しに行く人数は何名ぐらい。受け取りだけ。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長(垣花 健)

旅費について説明いたします。特別職の県外旅費は現在、内航路の該船を造船していますが、熊本のほうでつくっていますが、それを村長が進水式に参加する費用になっています。一般職の旅費の説明をさせてください。一般職については立ち会い検査が何回か予定されておりまして、それが今回の補正に上がっております。それから16ページの一般職の旅費については税務のほうに新しい職員が採用になりまして、彼の研修のための旅費になっております。以上です。

○ 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

○ 5番(金城英雄議員)

これは進水をするときの村長が行って、又は行かないですか、回航によっては。村長は行かない。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質問、座間味港引き渡しですので、回航等の旅費はついておりません。以上です。

○ 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

○ 5番(金城英雄議員)

運航は向こうから回航して来るわけですね。会社のほうから、わかりました。この一般職普通旅費というのはそれに関連する職員が行って、検査とかそういったものの立ち会いということになるわけですね。これはそして、今働いている船員の中から行くわけですか、違いますか。船舶課の船員の中から行くんですか。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質問、これは一般のほうではなくて船舶のほうで旅費として、中間2人と最後の検査2人と、計4名分の旅費を船舶のほうで組んであります。今回の一般とは、●議案第50号のほうで出てくると思います。

○ 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

○ 5番(金城英雄議員)

大体わかりました。立ち会いをしにいくわけですから、付属部品ですか。いろいろ備品がつきますよね。エンジンとか、機関回りに対する工具類とか、いろいろなつくと思いますが、いわば法定備品ですね。こういったのも取り落としのないように課長、ひとつ厳重にチェックしてくるよう、経験のある方を派遣してもらいますようお願いいたします。

次の16ページはわかりました。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

22ページ、林業費ですけれども、補正を115万円やっていますけれども、またそこで減に。これは何でしょうか。一たん補正したんですよ、115万円。これは100万円ですか。ここで今回は減の補正に、何の林業費ですか、これは。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

● についてお答えします。これは人事異動に伴う人件費の組み替えです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

21ページですが、一般●処理の賃金、これは座間味あたりを増員したんですかね。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これはダムのほうで一人で予定していたんですけれども、処理ができないということで2人になりましたので、その分の補正でございます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はい、わかりました。それで今阿嘉慶留間のごみ処理の件に関して、ちょっと予算的にはちょっと外れるんですが、現場からやはり分別が最近ちょっと適當になって、参って●集客して、また中での余計の分別作業、前よりひどくなっていると。啓蒙活動をちゃんとやって、やはり非常になかなか厳しい仕事ですので、彼たちの負担を軽減するにはやはり出すほうでちゃんとした分別。特に今、非常にペットボトルをキャップとラベルとはがさないと、それを持っていくと那覇のリサイクル業者から戻ってくると。非常に地味ではあるんですが、きついらしいです。こういったちゃんと啓蒙して、この間新しいちりのごみの分別用の曜日ごとのあれとかきたんですが、あれはちょっとわかりにくい。特にペットボトルのラベルとキャップを必ず外してくださいという、あまり効果がないような感じがいたします。だからこういったのもあれですよ。最近、

テレビでペットボトルのキャップが何か金になるようなことがあるんですけども、あれはどういう仕組みですかね。あれをもしやるんだったらいろいろカンカンもリサイクルで今お金が来ますから、ペットボトルのふたもそれが利用できるんだったらそれを活用してもらいたいと思いますけれども、どういう内容であれば金になるかちょっとわからないんですけども、わかるんだったらちょっと…。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

私のほうもわかりませんが、勉強してから後でお答えします。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

缶とか、段ボールはいわゆるリサイクルで金になって戻ってきますので、このペットにボトルのふたもそういうのがあれば、それが物品であればそれが入ってくるなら非常にあれですから、ふただけでの収集といえますか、あれもお願いします。阿嘉の現場からいろいろひどいというか、今3人でごみ収集分別とかをやっているんですけども、一人は常駐であるの2人はごみ収集日の月水金しか対応していない。なかなか処理がうまくいかないと。2人がいないときは1人でもんもんとやっていると。この2人は週3日、ほかに仕事はないはずですから、ちょっと生活面でもきついのではないかなと思うんですけども、どうですか。21・ざまみが賃金を払っているはずなんですけれども、こういった我々の末端の非常にきつい仕事をやっているものから、ちょっと考えてもらったらいかがかなと思って、ちょっと座間味の件はわからないんですけども、そういう要請がありましたけれども、その辺は21・ざまみと話し合いとかはできていますか。あれは週3日だと沖縄県のいわゆる時間に直しては最低賃金にも及ばないと思うんですけども、その辺はどうお考えですかね。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この件につきましては、私も阿嘉の現場も見たことがないんですけども、21・ざまみのほうに行って確かめてから報告したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

その辺、21・ざまみとあれしてください。それと四、五年前にも阿嘉クリーンセンター周辺の役場職員が一斉に大掃除してきれいになったんですが、またあのような現状に戻りつつある。ちょっと見苦しい点があるんですが、その辺の処理等々のものはどうなっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

確かに阿嘉のほうは私も見てきましたけれども、ちょっと状態が悪いですよ。今、座間味のほうも大体片づけましたので、それから調整して阿嘉のほうもやっていきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はい、わかりました。ごみ問題はいわゆる溶融炉から何から非常に大事な部分でありますので、取り組みのほうをよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

4点ほどお聞きしたいと思います。初めでございますけれども、先ほど同僚議員からもございましたんですけども、一般管理の旅費の件でございます。本当に旅費の補正というのはなるべく補正はやらないほうがいいわけですね。これはもうどこにいてもそう決められているんですけども、9月のほうで25万円ぐらいやりまして、今回また約40万円上がってきて、当初のほうが160万円あるんですよ。だから合わせて225万円になっているんですけども、これは村長選で村長のあいさつ、大変対応がありましてこのようになったと思います。だから今回、この当初予算を組む場合にはやはり総務というのはいつも出張が多いところがあるんですね。●だから約20万円ぐらいは余分にオーバーしてやっておかないと、このように来るんですよ。毎月のほどこのように補正で来た場合にはちょっと困りますので、その点は注意してもらいたいと思います。

それから18ページでございますけれども、修繕費の●の修繕の70万円でございますけれども、これは一般のほうから入っているわけですが、これは菊池レキさんの基金があったわけですが、これはちょっと関連しているわけですが、これにはなるべく使ったほうがよかったのではないかなと今思っているわけです。だからこれが一点ですね。これは民生課長に1点やりたいと思います。またあと1点でございますけれども、20ページ、インフルエンザの非課税所帯のものと、それから課税所帯のもののような最新がまだわからないものですから、その説明等もお願いしたいと思います。

それから総務課長のほうでございますけれども、28ページ、こちらの工事費の防災情報通信の整備なんですけれども、これはどういった整備なのか、この点あと3つほどお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城議員の御質問に対してお答えいたします。まず1点目、18ページでございます修繕費、平和の塔の手すりの工事ですが、今回途中までできている手すりを延長と、山崩れによります手すりの位置を元に戻すという形で、今回この工事なんですけども、実際はもう少し手を加えて工事をしたいのですが、予算の都合でありまして、1期工事という形で今回補正のほうを上げさせていただきました。この工事が急いだのは来年3月26日に5年に一度の平和の式典をいたしたいということで、今回1期工事ということでこの金額を補正させていただきましたが、2期工事に関しましては菊池レキ基金を使わせていただくことも検討させていただきたいと思います。

続きまして2点目です。新型インフルエンザの件ですが、非課税世帯、課税世帯と分けて補正させていただきます理由といたしましては、国の方針といたしまして非課税世帯に関しては国が2分の1、県が4分の1の補助をいただくことになっております。実際、きょうから小学校3年生までの子供さんたちに対しての新型インフルエンザの予防接種を座間味で行っておりますが、非課税世帯、生活保護世帯、基礎疾患を有する方、妊婦については接種は無料といたします。実際は妊婦さん、それから基礎疾患を持っていらっしゃる方は無料なんですけども、これは村の補助として無料にさせていただいておりますので、このように分けさせていただきました。そのように国の実績報告の件もございまして、このように分けさせていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

28ページの消防費の防災情報通信整備事業310万円について答弁させていただきます。これは全国瞬時警報システム ジェイアラートと申しますけれども、これの全国一斉整備が行われることになりました。これは警報機器対策に基づいた平成21年度の国の助成事業でありまして、防災情報通信整備事業交付金を新設をしまして、全額国費により全国瞬時警報システムを全国一斉に整備するというものです。内容としましては、回転灯、プリンター、スピーカー、ハブ、無停電電源装置、バッテリー程度なんですけど、それと収納ラック、ケーブル、ディスプレイと言ったようなものを整備する予定となっております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

民生課長と総務課長の話、よくわかりました。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

総務課長、これをやったときに私はこれを提案したときには説明が何も書いていませんでしたのでわかりませんでしたけど、質問しようとも思わなかったんですけども、あなたがこれを渡したために、予算を詳しくやると私も経験者だから余りやらないほうがいいですよ。内容説明が具体的にあるものだから。そしてあなたが予算の説明の提案をやったときに後からほとんど賛否両論ですよ。11万5,000円ですか、これは内航路の完成祝賀会と80名様とありまして、こっちは書いていなかったらそのままやればよかったのに、こっちに書いたものだからこれは賛否両論をやらないほうがいいというわけですから、だからすっきりしましょうね。終わったら80名という規模はなんですか。80名とそれから割ったら80名を11万5,000円で割ったら一人1,437円というふうになりますけれども、ちょっとお願いします。これは規模と言ったら。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えします。内航路の祝賀会の費用については当初船舶航路会計のほうで組むということも話と合われたのですが、やはり村の財産であるということで総務で組むことがふさわしいだろうということで、今回組みましたけれども、やはり昨今の財政状況は悪いですので、こんなお金をかけてやる必要があるのかという状況も確かにあることは思いますけれども、やはり村民にお披露目するという形にはやったほうがいいだろうという考えで、私たち執行部の結論です。80名という規模に関しましては、特に80名にしたというものはないんですが、大体お呼びを、皆さんに周知をしてこれぐらいの方が集まっていただけなのかということです。よく●1,000円会費とかというのをやる方がいるんですけども、大体一人当たりそれぐらいというふうになるようにということでこの金額にさせていただいております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、わかりました。一番カーにつけるのが大事ですから、しかも患者の輸送艇でもあるし、そして内航

路の交通安全。上等ですよ。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

1番議員にやられましたけれども、これはなるべく少なくなるように、少ない金額でしてくださいよ。15ページなんですけど、ふるさと納税報償費と阿佐地区のデジタル移行関係、これについてちょっと。阿佐地区の件に関しては聞いてはおりますけれども、全協で聞いてはおりますけれども、こういうふうには●ものですから、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

ふるさと納税の報酬費についてなんですけれども、今ふるさと納税1万円以上していただいた方には船の割引券5,000円または特産品の5,000円相当をお送りいたしていただいておりますが、同じページの下のほうにも応援基金ということで150万円追加の積立をさせていただいております。当初予定していたよりもかなり件数がうれしいことなんですけれども、多くてこの報償費、お返しする報償費がちょっと予算内、今年度内ちょっと足りなくなるような状況が来ておりますので、今回補正で追加をさせていただきました。それから阿佐地区のデジタル移行負担金については、去った全員協議会でも説明をさせていただきましたが、再度確認の意味も含めて説明させていただきますと、整備費が総額で1,249万5,000円になります。そのうち国の補助が3分の2、3分の1が村と住民の負担、受益者負担ということになります。阿佐地区の場合は対象世帯は35世帯なんですけれども、そのうちの11世帯が村営住宅ということで、これは村の負担になりますので、それを引きまして24世帯から住民の負担、1世帯当たり3万5,000円を負担していただくということで、村の負担が332万5,000円、これは整備費に関する負担です。プラス残りがアンテナを設置する場所の測量費用はちょっと補助対象外ということでしたので、これは村のほうで負担をしようということでの今回の補正予算となっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ふるさと納税金、報酬費というのが余計にかかるということは、下のふるさと応援基金がどんどん多くなるということで、これはうれしいことですので、皆さんがやはりいろいろコマーシャルやったりとか、いろいろな手を尽くして応援基金の皆さんに知らしめたことが、つながっているのもっともっといい方法があればどんどん広げてください。阿佐地区地上デジタル移行に関してはおととい、全員協議会で聞きましたけれども、慶留間区、阿嘉区、座間味、阿真区の方式と違うと。詳しい名称はわからないけれども、頭にNHKがついているというのがあるんだけど、その方向とは違うということで、アンテナをわざわざ立てるということでありますけれども、でもその基礎部分が壊れた場合には、もう今度1回限りの補助であるのであればその住民負担になるということではありますけれども、村はそれで本当にいいのかどうか、もし落雷等、災害等でアンテナ等が倒壊したりとか、故障した場合に座間味村はもう一切、これは面倒みないでいいものなのかどうか、確かにほかの区は取りつけに連動がありますから、それはちょっと向こうから金が出ますけれども、本当に24世帯の住民の積立金だけで、万が一何百万円かかるような費用負担になった場合に村は今回の1回限りでやりますから、あとは関係ありませんよということが言えるのかどうか。これは議事録に残りますので、本当にこのままでいいのかどうか、今真剣にお答えください。後で「私は知りませ

ん。そんなことは言いませんでしたよ」と。やはり難視聴地域はまずいからもう1回やりますよというようにするのか。この辺をちょっとはっきりしていただかないと、逆に阿佐地区の人は全部こちらに入ってもらって、線を1本化したほうがいいのかと私はこのように思うんだけど、おとつい受けた説明に関しては、もう1回限りであとは知りませんと言っているから、大型台風が来て、難視聴地域になる可能性というのは非常に強いですから、そのときに面倒を見ないでいいですか。これははっきり教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の金城議員の御質問にお答えします。御質問にもありましたとおり、座間味、阿真、阿嘉、慶留間はNHKで、別の形で今回、阿佐地区をさせていただくわけですが、これまでのアナログではそれでもよかったんですが、デジタルになった場合には難視聴地域になるということで情報格差ということで考えますと、もちろん国からも補助金が出るわけですから、住民の均一の情報提供のためには必要だということで、今回の事業を入れさせていただきました。基本的にはやはり阿佐以外の地区に関しても言葉はちょっと当たっているかどうかわかりませんが、独立採算性といいますかね、そういうような中で運営をさせていただいているのは御承知のとおりでございます。ですので、基本はそこにベースはあると思います。ただ、御指摘のありました特殊災害で大きな台風であると。そういうときというのはもちろん規模の大きさとか、被害額にもよると思うんですが、これは阿佐だけの問題ではなくてそれ以外の地区に関しても言えることですが、そういう状況があった場合には、早急に情報の格差の是正とプラス災害復旧という観点からも含めても、一つのライフラインだというふうな観点から見れば、状況に応じて柔軟に対応していくべきではないかというふうに考えておりますが、詳細に関しては行ってみないと何とも言えないところがございますので、その辺だけは御勘弁いただきたい。言えることは大きさによっては私たち財政主導はあり得るというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私がこれを確認したかったのは、一昨日の全協の流れはNHKのほうの方式と違って、ここは全くこれとは関係ないよと。単独ですよというものも感じるんですよというふうなもので、デジタル化と非常に逆にいえばアナログより壊れたときに費用が高いので、逆にほかの地区はもう29年間積立金がありますから、少々なことではこたえないわけですよ。ところが新設するわけですから、24世帯で本当にそれができるのか、ほかのところは面倒は見ないわけですか。こちらの世帯だったらNHKで見てくれる部分と自分たちの組合での部分があるわけではないですか。ところが阿佐の部分に関しては全く24世帯だけの部分になるわけです。その辺を私は心配しているんですよ。関係ありませんよではなくて、本当に逆に村としてはこういう方式はいいんだけど、どうですかということで向こうとの交渉ができないかということですよ。できれば本当は電柱は浄水場までありますから、そこを沖縄電力と話してそこを使わせてもらおうと。ブースターをつけてやるというほうが私は安くつくのではないかなと、阿佐地区の人は全部ここに組合員になってもらおうと。そうすれば不公平感はないわけですから、新しく入るわけだから新しく使う分だけ今から積み立てていただきたいというふうに。でも最初に新規に自分のところに導入する分に対しては個人負担でやってもらおうということをやってもらいます。みんなやっていますから、公平ですからね。今後後のことを考えたらその辺も説得してもらって技術的なものはカバーできると思うんですよ、はっきりいって。だからその辺を私は今後のことが心配なので、私が言いたいのはその辺です。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の話でございますが、まずNHK●協調の話からさせていただきますと、過去に私も情報担当の職員でもございましたので、多少がじらさせていただきますと、財政を担当しているときから現の情報担当ともいろいろ相談をしたところもあります。私も金城議員とも全く一緒の発想で、何でわざわざ新しい事業を持ってくる必要があるのと。できたらNHK●協調を座間味島で全体に広げるだけのいわゆる面積の拡大するだけでいいのではないかという話をさせていただきましたが、これに関してはもう制度がなくなってしまったのでできないということと、これをそのまま広げていくというのは、地域からこれだけ離れてはできないということでNHKさんのほうからお話を伺いました。そういうことでNHKからできなくなったというのがひとつございまして、その中で有利な補助事業を探してきたところ、プラス阿佐地区の同意を求めながらですが、やっているというのが現状でございます。そういう中で、やはり座間味地区、阿真地区、阿嘉、あるいは慶留間という地区の月額負担金の組合費の差はもちろんありますので、そういう中でこれから阿佐地区が多分高くなると思えますけれども、どうしていったものかなという一抹の不安は確かにございますが、現制度の中で住民にあまり不公平感のないような、お互いの組合の運営をしていただけるようなお手伝いができればなというふうには考えています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは後から難聴地域になったときには困るので● これは皆さんからいただいたやつなんです、● これは阿佐の区域の人たちはNHKには受信料一切払わないんじゃないですかね。ここでは住民主体には申請によりNHKの補助があると。受信で契約が義務と書いてありますけれども、これもほとんどのところ取られていますね。ということは、ここは●逆に言えば今うちはこれは払いたくないから、● そういうふうになりますよ。そして、受信料契約が12月から、いくらですか。住民一人当たりの3万5,000円をNHKから補助を上げるわけです。住民負担、ややこしい書き方をしたらだめですよ。これのうちの何パーセントと書かないと、これはどこにも幾ら、そのうちいくらか書いていないですよ、あなた方。3万5,000円を全部これNHKが補助をするように見えますよ。そういうややこしい書き方だめです。だから逆にいえば今皆さん、ほとんどNHKの受信料払っていますよね。これは国の動きとしてもNHKの受信料は法律で義務化しようとしていますので、そういうのをやられた場合には、またこの人たちはどうなるんですかということですよ。義務化されたら100%取られますよ。NHKでなんかあったらNHKは面倒見ませんよということですから、そのときに皆さんはどう対処しますか。これは本当地域格差が出たら困るんですね。同じ座間味村の中でね。私たちはいいですよ、はっきり言って。もう一切出さなくていいんだったら、1回きりがあれば、でもだからと言ってなんかあったときにそれでいいんですかと言っているんですよ。それだけの話。私の質問は以上。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

住民課長、21ページにじん芥整備の清掃の賃金についてですが、賃金がどうのこうのというよりはこれに関連して一つお願いがありますが、今現在、部落内では大変見苦しく汚れたりしているところがあるんですよ。去年までは毎週土曜日には課長のほうから清掃の協力を放送したりして、よく缶拾いとかいろいろな

ものをやっていましたが、今はもう皆さん村民全部こういった意思でありますので、空き缶とかそういったものの投げ捨てはあまりないんですが、ところどころで草が生えるような防風林みたいなところがあったりしますよね。部落内にもね、こういったところによくいろいろなごみが持ってきて、置かれて捨てられたりする場所があるんですよ。阿嘉の場合。ですからそういうところに村からの立て札、住民課長。これはだれがやるのか知らないが、総務課長にお願いしておきましょうか。阿嘉の方ですので。あなたもよく通っている場所でございますので、住まいのそばの三角のところ、いろいろなごみが最近捨てられてあるんですよ。本当に見苦しいです。あちらは人はたくさんの方が通るんですよ。それと私ども農業委員会開く場合に、よく注意をしようと思っているんですが、農業委員でもって注意しようと思っているんですが、ビニール袋の肥料袋、それをそのまま畑に肥料を入れて、そのままそこで畑の側に捨てたりする人がよくいるんですよ。家に持ち帰らない。それも金城●ただひこさんの後ろの山、旧住宅のところ、ここに●メーバル行った畑の人が全部ここに袋を置いていくんですね。それとこれは農業している人がやっているということは確実に犯人はわかりますが、いろいろなところに小さなビニール袋、あれは確かに家庭から出ている袋と思うんですよ。それがもう散乱して本当にたらふく猫が散らして見苦しいんですよ。そこでも村をきれいにしましょうという立て札でもいいし、村役場からのあれとして立てて下さい、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

立て看は予備がありますので、それに書いて立てたいと思いますのでよろしくをお願いします。できるだけごみは持ち帰るようにしてくれるように書いたほうがいいですかね。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

●（「討論なし」と言う者あり）

●討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第47号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第48号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

7ページの先ほど15番の工事請負費の中の4番、5番について、ちょっと説明していただけませんか。これは簡易淡水化、下水送水設備工事というのがありますけれども、前回までは私たちはこれをリースしたら高過ぎてどうにもならないから借りられませんという話しか聞いておりませんでしたけれども、ここにいきなり補正が組まれておりますので、おととい、全協の中でちょっと説明をいただいたんですが、これはやはりちゃんとしたものの本会議の中で説明していただかないといけませんので、4番、5番について説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。今のページ、15節の工事請負費、4番今回提案しているわけですが、その前に去った9月の議会にもそういう内容、それについての取り組みについても内容があったと思うんですけども、予算があったと思うんですけども、当時はA社をそういう導入ということで事務手続上、そういうふうに戻ってきたんですけども、去った10月の予算であまりにも●まく等が高いもので、県企業局に●マクの対策は何かいい方法はないかということで、財源的にも苦しいもので。それを終わってから営業所と●海淡導入について取り組んでる最中で、その話の● 反省が終わった後にこのA会社から自分たちの●海淡はなかったとあったものですから、それで大変なことになって、その後に会議の後に県の役務衛生課のほうからそういう今回提案するもので、国庫事業にも乗せられてありますよという。しかも県内にありますよということで、いろいろ調査しながら今回、補正予算に上げております。宜野座村にありまして、その会社は以前、久米島町ですか。上村さんが施設に行かれたという話を聞きましたけれども、そういう事例があつて、しかも●まくを再利用する唯一の● メーカーでありまして、県からの指導もあったものですから、今回一緒にいろいろ県と調整しながらやっというということで、大体案としては、その会社にしぼり込んでいる途中ですけども、●NTCという会社ではありますけれども、宜野座村にありました。今回こちらに上げていっているのは、この1, 350万円というのは村側が陸上から海水を

上げて本体まで。本体は例えば● が乗ってやりますので、本体から今度は送水までのものが1, 354万円というふうに村が負担というふうに。

5番はこの海水を含む●浅井戸を掘ったほうが良いという、その会社から提案がありますので、それを浅井戸を掘って、それは55万3,000円ぐらいのポンプの補正が出てきています。場所的には運動公園、緊急ですからこれも県とも相談は今調整中で、許可はまだ一応組合から大体大丈夫だなという返事はもらっております。これは同時、先ほど金城議員からありましたけれども、これももう県からの指導で認可も同時に進めたいということで、認可のほうも決めながら同時にこの進行もやったほうが良いということで、それで今現在、協議で提案しているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

はい、大体わかりました。ちょうど1年前に私どもは議会全員久米島町のほうに行きまして、ペットボトルに詰めていけば、海洋深層水ですから、淡水化してペットボトルに詰めていっている機械を見ました。確かに24時間で100トンもできると。非常に安価であるということは私どもは知っておりましたけれども、でも前課長の提案の場合には違う方式のものであったわけですよ。● 緊急で淡水化やりますという話がありましたけれども、その後に高いから5年間で七、八千万円出るからできませんねという話は聞きましたけれども、その後にこういう話は全くなくて、いきなり予算だけぼんとつけられたからどういうことですかと言っているわけです。前は決めたときにはその装置を見に行きましょうねという話になりましたけれども、何の話もなくぼんとつけられたものだから、何がどうなっているのという話になっていたわけですよ。だからこういう情報は前もって臨時でもいいですから、こういうのは早く別でやってもらわないといけないということですね。その辺ははっきりいって、早目早目に情報をください。これは訳が分からなかったら長引きますよ、これは議会だけでも。大体この内容を私たちは見えていますけれども、いいですからそれが安価でそのままいけるのであるならいってください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1件ほどお聞きしたいと思います。8ページでございますけれども、公債費の元金が1,300万円あるんですけども、これはどういった仕組みでこんな1回に払うのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務・企画課長。

○ 政策調整監兼総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。この1,300万円の予算につきましては、財政検討委員会法に基づきまして、経営健全化団体ということで簡易水道の特別会計が残念ながら数値が基準を上回ってしまいました。その改善策の一つとして、今回昭和61年に借りたものと、平成3年に発行した利子が5%以上の2件、合計5%のやつなんですけれども、その2件を繰上償還をするということです。これについては国の財政融資資金のほうからですね、普通繰上償還をする場合は利子の保障を払わないといけませんけれども、今回それは免除になっております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

7ページ、● 給水とありますが、まだ● 那覇消防本部のほうの取水の件でしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問、これは前回、那覇市長にお願いして税がかさんで20万6,000円、前回の部分でもうこれっきりないと信じています。前回外地島から砂防じきに44回、440トン運んでいます。9日間で。その金額が20万6,000円となっています。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これはやった分ですね。わかりました。それと今座間味が確実、阿嘉、慶留間がいわゆる夜間制限給水ということでなって、そのときの前もちょっと阿嘉、慶留間を改善して今は夜間制限給水になっていますが、当時、いわゆる解除のめどとして50%を超えたら解除するとホームページにあったんですが、今現在はウタハ堰は表を見ても68%程度ですが、制限解除になっていないんですが、それはいわゆる50%の文字も消えているんですが、どういうことでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、確かに60%、50%を過ぎていますがけれども、ウタハダムがなくなったときに●水量が落ちた関係でその後、細かい●あれが非常に出てきて、それがなかなか沈殿しないものですから、今現在、そういう解除しておりません。ただ、県とか向こうの環境科学センター、そこに問い合わせしながら指導を仰ぎながら今現在やって、これは● 薬はあるらしいんですよ。それが不足していないかなということ、その前に

★テープが途中で切れていた★

★テープ5本A面★

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

現在、ウタハから取水はしていない状況ですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今、ウタハからやっています。徐々に、いっぺんにしたらまたちょっと濁ったら困るということでゆっく。砂防も取りながら● くみながらウタハから徐々にどんどん増やして取って。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。もう一つ、那覇消防本部は約500トン近く、外地から砂防ダムに入れたんですが、那覇消防本部さんが帰って後からも外地堰は海に水を捨てているわけですね。これをどうにか島の中で那覇消防本部さんに力を頼らないで、どうにか島に解決できないか。もったいないですね、水は。非常にもったいな

い。あれを活用すれば制限給水の解除はできると思うんですが、その辺はどうか島でできる対策みたいなことはないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

対策はいろいろあると思いますけれども、どうしても金がかかるものですから、そこら辺がすべてボランティアというふうなもの、皆さん大変だろうと思いますので、そこら辺はどうも悩んでいるところでありませう。もし、ボランティアでできるんだったら一番助かりますけれども、中にはやってもいいという方々からも、返事はもらっていますけれども、これにも● 将来的にはいろいろ検討して、そういう対策ができないか、あるいは村の対策委員ですか、そういう委員とも検討しながらやっていきたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

我々もいろいろ協力するところはしていくということで、金城善昇議員ともいろいろそういう対策については安くできる方法はアイデアとしてはちょっともっていますので、これから協力もいたしますので、御検討よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第49号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

どこのどなたに管理をさせていますか。86万3,000円というのは。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

漁業集落排水ですので、阿嘉地区のほうで。これは予算不足で、実をいうと今年の予算不足で、去年のを今年の払ったもので、こっちは予算不足というふうになって、今回計上しています。会社名ですか。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

管理委託はどこのだなたですかということですよ。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

沖電システムさんです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

確認しますけれども、沖電なんですか。沖縄電気。代表者の名前を教えてください。代表者はわからない。代表者はわからないでは通らないよ予算は。

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 49 号 平成 21 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号 平成 21 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 50 号 平成 21 年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

先ほど金城勝英さんから● 人件費とかそういったものは、当初で組むようにと。基本的にはです。ところがこれはあれですか、18 ページなんですけれども、給料は 70 万円ということなんですけれども、カッコして 15 というのは何ですか。15 名のことですか。職員でないと思うけどな、今の時点で。この説明をお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。給料のほうで70万円。これは船員の15名分。実は3月議会で多分算定ミスだったというふうに理解していただきたいと思います。提案したときには予算計上ミスということで考えてもらえればいいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、あんまり無責任な話ですよ、これは。そんなしては当初予算ですよ。やるべきものを今やると。これは何かミスですか。事務的なミスですか。それとも意図的なものですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

申し分けないです。事務的ミスでございます。意図的ではございません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

何度も言いますが、給料とか、旅費とか、そういった人件費にまつわるものは全部、できたら是正しないように、これは予算編成の基本のあれなんですよ。そこは皆さんよくわかっていますけれども、いろいろミスということもあると思いますけれども、なるべくミスしないように当初でぴしゃっと予算の見込みでやるということは、ぜひそれは守ってください。できたら●専決とかこういった人件費のものはさけてくださいよ。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 平成21年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は先ほど一般質問でもいたしましたけれども、43ページ、第71条固定資産税の減免というのがありますけれども、この条項の中に先ほど私が申し上げたところであります。● 入れてもらいたい、減免に関して、それからでも遅いということではありません。受け入れられるものは受けてもらいたい。それとこれはむだではないかなと、これは自分たちでつくっていないというのが明らかにわかる部分だと思えますけれども、65ページ、第3章の中の第1節入湯税、目的税はいいんですけれども、入湯税というのは温泉につけるものであって、温泉のないところでこんな条例は持っていないので、こういうのはカットしてください。お願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに。●進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第1号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する要望決議についてを議題とします。本案についてはお手元にお配りしたとおり要望事項の決議のとおりです。

朗読は省略します。

発議第1号

平成21年12月18日

座間味村議会議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里順之

賛成者 座間味村議会議員

中村秀克

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する要望決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する要望決議

去る11月7日、読谷村楚辺の旧米軍読谷補助飛行場の外周道路で米軍人車両によるひき逃げ死亡事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えている。

近隣に住む被害者の男性は、早朝の散歩中に被害に遭ったものと見られ、遺体が路側帯わきの雑木林を二、三メートル入ったところで見つかり、「ひき逃げの場合、被害者は前後に飛ぶが、横に飛ぶことは考えにくい」ことを考えると、事件発生場所と遺体発見場所の関係が極めて不自然であり、事件発覚を恐れて遺体を隠した可能性も考えられる状況である。

ところで、容疑者の米兵は、車を運転していた事実は認めたものの「人をひいたかどうかはわからない」、「木にぶつかってフロントガラスにひびが入り、車を降りて確認したが何もなかった」と話し、事件との関係を否認しているが、その後の捜査で容疑者の米兵が運転していた車両から被害者の血痕や毛髪が検出されると「はねたかもしれない」との認識も示しているとのことである。

その一方で、容疑者の米兵は、当初は県警察の任意の事情聴取に応じていたが、13日以降は供述を拒否し14日以降は出頭も拒否しており、捜査が行き詰った状態となっている。

ひき逃げ死亡事件は極めて悪質な事件であり、到底許すことはできないものであるが、ましてや被害者を隠して放置したのであれば看過することはできない重大な事件であることから、日米地位協定で規定する「殺人など凶悪事件」に十分該当する事件として日米両政府は真摯に対処すべきである。

よって、本会は、県民の生命、人権及び安全を守る立場から、米兵による今回のひき逃げ死亡事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要望する。

記

- 1 事件の全容解明のため、米軍人容疑者の身柄を日本側へ早急に引き渡すよう要求すること。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底的に行うよう要求すること。
- 3 被害者の遺族に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを早急に行うこと。

以上、決議する。

平成21年12月18日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省沖縄大使、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

○ 議長（宮平秀保）

これから発議第1号 発議第1号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する要望決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）と言う者あり

○ 議長（宮平秀保）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する要望決議については、原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第2号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議についてを議題とします。本案についてはお手元にお配りしたとおり抗議決議のとおりです。

朗読は省略します。

発議第2号

平成21年12月18日

座間味村議会議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員

金城善昇

賛成者 座間味村議会議員

金城英雄

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議

去る11月7日、読谷村楚辺の旧米軍読谷補助飛行場の外周道路で米軍人車両によるひき逃げ死亡事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えている。

近隣に住む被害者の男性は、早朝の散歩中に被害に遭ったものと見られ、遺体が路側帯わきの雑木林を二、三メートル入ったところで見つかっており、「ひき逃げの場合、被害者は前後に飛ぶが、横に飛ぶことは考えにくい」ことを考えると、事件発生場所と遺体発見場所の関係が極めて不自然であり、事件発覚を恐れて遺体を隠した可能性も考えられる状況である。

ところで、容疑者の米兵は、車を運転していた事実は認めたものの「人をひいたかどうかはわからない」、「木にぶっかってフロントガラスにひびが入り、車を降りて確認したが何もなかった」と話し、事件との関係を否認しているが、その後の捜査で容疑者の米兵が運転していた車両から被害者の血痕や毛髪が検出されると「はねたかもしれない」との認識も示しているとのことである。

その一方で、容疑者の米兵は、当初は県警察の任意の事情聴取に応じていたが、13日以降は供述を拒否し14日以降は出頭も拒否しており、捜査が行き詰った状態となっている。

ひき逃げ死亡事件は極めて悪質な事件であり、到底許すことはできないものであるが、ましてや被害者を隠して放置したのであれば看過することはできない重大な事件であることから、日米地位協定で規定する「殺人など凶悪事件」に十分該当する事件として日米両政府は真摯に対処すべきである。

よって、本会は、県民の生命、人権及び安全を守る立場から、米兵による今回のひき逃げ死亡事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

- 1 事件の全容解明のため、米軍人容疑者の身柄を日本側へ早急に引き渡すこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底的に行うこと。
- 3 被害者の遺族に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを早急に行うこと。

以上、決議する。

平成21年12月18日

沖縄県座間味村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、トリイ基地司令官

○ 議長（宮平秀保）

これから発議第2号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）という者あり

○ 議長（宮平秀保）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についてを議題とします。
本案についてはお手元にお配りした意見文書のとおりです。

朗読は省略します。

発議第3号

平成21年12月18日

座間味村議会議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里祐司

賛成者 座間味村議会議員

金城勝英

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管●乃至共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

沖縄県座間味村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、金融担当大臣、多重債務者対策本部長、消費者政策担当大臣、国家公安委員会委員長

○ 議長（宮平秀保）

これから発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」) という者あり

○ 議長(宮平秀保)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成21年第4回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午後4時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 英 雄

署名議員 宮 里 祐 司